

- 四、内服藥ニシテ銅箔錫箔眞鍮箔鉛丹ヲ衣トシタルモノ
- 五、薰烟劑吸入劑蒸氣浴劑等ノ如キ尋常内用法外用法塗敷點ニ由ラサルモノ
- 六、用法ヲ誤ルニ由リテ危害ヲ招クノ虞アルモノ
- 七、方名不適當ト認ムルモノ又ハ効能書其他ノ記載ニ誇大ノ說ヲ掲ケ若ハ妄誕無稽ノ文書ヲ臚別シタモノ
- 八、効能書記載ノ病名若ハ症狀ニ對シ効能ナシト認ムルモノ
- 九、容器若ハ包裝其ノ當ヲ得サルモノ
- 第五條 專ラ滋養ニ供スル品類或ハ夏日飲料或ハ化粧水齒磨粉等ノ如キハ一二効能ヲ附スルモノト雖賣藥外トス
- 第六條 海水或ハ鑛泉ヲ採酌運搬シテ病者ヲ浴セシムル等ハ賣藥外トス但シ鑛泉中固形物俗ニ湯ノ花ト唱フルノ類或ハ成分ノ鑛泉ヲ混和シ又ハ藥物ヲ加フル等人造ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第五章 臺灣總督府藥事法令

臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則

(明治二十九年六月十日 臺灣總督府令第十號)

改正明治三十二年府令第六十五號三三年第六十八號四二年第三十一號

臺灣藥劑師藥種商製藥業者取締規則左ノ通定ム

- 第一條 藥劑師トハ醫師ノ處方箋ニ依リ藥劑ヲ調合スル者ヲ云フ
- 藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得
- 藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ爲ス者ヲ云フ
- 製藥者トハ單ニ藥品ヲ製造シ自製ノ藥品ヲ販賣スルモノヲ云フ
- 第二條 藥劑師ハ内務大臣ヨリ得タル藥劑師免狀ヲ有スル者及臺灣總督ヨリ藥劑師免許證ヲ得タル者トス
- 藥劑師開業セムトスルトキハ開業ノ場所ヲ定メ該免狀ヲ添ヘ地方廳ニ届出ツヘシ
- 第三條 藥劑師免許證ノ下附ヲ受ケントスル者ハ履歷書ヲ添ヘ地方廳ヲ經テ臺灣總督府ニ出願スヘシ
- 藥劑師免許證ヲ得タル者ハ下附ノ際手数料金三圓ヲ納ムヘシ其書換若ハ再下附ヲ請求スル者ハ手数料金六十錢ヲ納ムヘシ
- 第四條 藥種商及製藥者開業セムトスルトキハ地方廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ
- 第五條 藥劑師免狀又ハ藥劑師免許證ヲ有セズシテ藥劑師ノ業ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ〔禁錮〕又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第六條 第二條第二項及第四條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

臺灣藥劑師藥種商製藥業者取締規則

第七條 此ノ規則ハ明治二十九年七月一日ヨリ施行ス

臺灣藥品取締規則

(明治三十三年九月一日) 府令第十七號

臺灣總督府評議會ノ議決ヲ經タル臺灣藥品取締規則勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ發布ス

第一條 醫療用ニ供スル藥品ノ性状品質ハ日本藥局方ニ記載アルモノハ同局方ノ所定ニ適合シ同局方ニ記載ナキ

モノハ其依ル所ノ外國藥局方ニ適合スルヲ要ス

何レノ藥局方ニモ記載ナキ新規ノ藥品ハ內務省所管衛生試驗所ノ検査ヲ經其試驗成績ヲ記スヘシ

第二條 前條ノ藥品ハ內務省所管衛生試驗所又ハ「臺灣總督府製藥所」ノ試驗ヲ經封緘アルモノニアラサレハ販賣若ハ授與スルコトヲ得ス

第三條 日本藥局方及外國藥局方中特ニ貯藏法ヲ示シタルモノハ其ノ所定ニ從ヒ貯藏スヘシ

第四條 日本藥局方及外國藥局方ノ貯藏法其他ノ規定ニ關シ別ニ臺灣總督ノ定ムルモノハ其規定ニ依ル

第五條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ假名又ハ漢字ヲ以テ其藥名ヲ記スヘシ他ノ羅旬語又ハ他ノ外國語ト併記スルモ妨ナシ

第六條 毒藥劇藥ハ藥劑師又ハ醫師ニ於テ醫師ノ處方箋ニ依リ患者ニ與フルモノヲ除ク外醫師、藥劑師、藥種商、製藥者間ニアラサレハ賣買授受又ハ所持スルコトヲ得ス

學術工業又ハ營業ノ用ニ供スルモノ及傳染病豫防ノ爲消毒藥ニ使用スルモノハ前項ノ限ニアラス

第七條 前條第二項ニ依ル毒藥劇藥ハ其使用者ヨリ藥名數量使用ノ目的年月日及住所氏名職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出シタルトキハ之ヲ販賣若ハ授與スルコトヲ得 前項ノ證書ハ其日付ヨリ滿十箇年間保存スヘシ

醫師藥劑師藥種商製藥者ノ間ニ於テ毒藥劇藥者販賣授與スル場合ニ在テハ本條第一項ノ手續ヲ要セス單ニ其ノ證明ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第八條 毒藥、劇藥ハ藥劑師ニアラサレハ封緘ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第九條 毒藥、劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ

第十條 毒藥、劇藥ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ第五條ノ記載ヲ爲スノ外毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ記スヘシ

第十一條 毒藥、劇藥ノ處方箋ハ調劑シタル者捺印シテ其日付ヨリ滿十ヶ年間保存スヘシ

第十二條 工業用ニ供スル目的ヲ以テ販賣セムトスル藥品ハ其容器ニ工業用ノ文字ヲ記シ且、醫療用藥品ト置場ヲ異ニスヘシ

第十三條 毒藥劇藥ノ品目ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十四條 臺灣總督ハ監視員ヲシテ藥品製造販賣貯藏又ハ使用ノ場所ヲ巡視セシムヘシ

第十五條 監視員ノ検査ニ消費シタル藥品ハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

第十六條 此規則中醫師ニ關スル規定ハ總テ獸醫ニ之ヲ準用ス

第十七條 此規則第一條第二項第二條第六條第一項第七條第一項第八條ニ違背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條第二項第九條第十條第十一條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條第五條第十二條ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十八條 此規則ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス

臺灣賣藥營業取締規則

(大正元年八月二十日)
(臺灣總督府令第十六號)

改正大正三年府令第三八號、五年第三三號、七年第三〇號

臺灣賣藥營業取締規則左ノ通相定ム

第一條 本令ニ於テ賣藥ト稱スルハ醫師ノ診察ニ依ラスシテ人畜ノ疾病創痍ヲ治療セントスル者ノ用ニ供スル目的ヲ以テ効能用法用量ヲ示シ販賣ノ用ニ供スル藥物ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ賣藥製造營業ト稱スルハ賣藥ノ製造(藥物其他ノ物品ニ手入ヲ爲サズ)又ハ自己ノ製造シタルモノノ卸賣ヲ爲ス營業ヲ謂フ

賣藥輸入營業ト稱スルハ賣藥ノ輸入又ハ自己カ輸入シタルモノノ卸賣ヲ爲ス營業ヲ謂フ
賣藥移入營業ト稱スルハ賣藥ノ移入又ハ自己カ移入シタルモノノ卸賣ヲ爲ス營業ヲ謂フ
賣藥販賣營業ト稱スルハ賣藥ノ請賣又ハ小賣ヲ爲ス營業ヲ謂フ

第三條 賣藥製造營業、賣藥輸入營業又ハ賣藥移入營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ〔廳長〕ノ許可ヲ受クヘシ

一、氏名住所本籍地出生年月日法人ニ在リテハ其商號本店ノ所在地代表者ノ氏名

二、營業ノ場所

第四條 賣藥製造營業者ハ製造セムトスル賣藥一方毎ニ賣藥輸入營業者ハ輸入セムトスル賣藥一方毎ニ左ノ事項ヲ具シ且見本及原料見本ヲ添ヘ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ賣藥製造營業者其製造スル賣藥ニ付許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、賣藥ノ名稱

二、賣藥ノ原料分量及調製方法

三、賣藥ノ用法用量

四、賣藥ノ効能

五、輸入賣藥ニ在リテハ製造人ノ氏名商號及營業ノ場所

第五條 賣藥移入營業者ハ移入セムトスル賣藥一方毎ニ前條第一號乃至第四號ノ事項及製造人又ハ輸入人ノ氏名商號營業ノ場所並ニ製造人又ハ輸入人ノ作製シタル賣藥許可書謄本ヲ具シ且見本ヲ添ヘ臺灣總督ニ届出ツヘシ

第六條 賣藥製造營業者ハ許可ノ内容ニ反スル賣藥ヲ製造スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ賣藥輸入營業者及賣藥移入營業者ニ準用ス

第七條 賣藥製造營業者ト營業ノ場所ト管轄ヲ異ニスル他〔廳〕管内ニ製造工場ヲ設置シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ其所在地ヲ管轄スル〔廳長〕ニ届出ヘシ

一、營業ノ場所

二、製造工場ノ所在地

第八條 賣藥製造營業者ハ製造シタル賣藥ヲ頒布セムトスルトキハ其用法用量及効能書ヲ附シ且容器ニ納メ若ハ包裝シ之ニ自己ノ氏名商號營業ノ場所及賣藥ノ名稱定價ヲ表示シテ之ヲ封緘スヘシ但シ賣藥ノ種類又ハ販賣ノ方法ニ依リ〔廳長〕ノ許可ヲ得テ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ハ之ヲ賣藥輸入營業者及賣藥移入營業者ニ準用ス

第八條ノ二 賣藥ノ効能ニ關シテハ文書言語其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス許可ヲ受ケタル事項ヲ説明スルノ外之ヲ誇張シテ公告スルコトヲ得ス

第八條ノ三 賣藥ニ關スル廣告賣藥ノ容器若ハ被包又ハ賣藥ニ添附シ若ハ添附セスシテ頒布スル文書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

- 一、避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事
- 二、虚偽誇大ノ證明若ハ醫師其他ノ者カ効能ヲ保證シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムルノ虞アル記事
- 三、醫治ノ無効ヲ暗示シ又ハ暗ニ醫師ヲ誹謗スルガ如キ記事
- 第九條 賣藥製造營業者ハ賣藥ノ調製器容器量器及製造場其他賣藥ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニ爲スヘシ
- 第十條 賣藥製造營業者ハ結核、癩、微毒又ハ傳染性皮膚病ニ罹レル者ヲシテ賣藥ノ製造ニ從事セシムルヲ得ス
賣藥製造業者前項ノ疾病ニ罹レルトキハ賣藥ノ製造ニ從事スルコトヲ得ス
- 第十一條 賣藥販賣營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ〔廳長〕ノ許可ヲ受クヘシ
一、氏名住所本籍地出生年月日法人ニ在リテハ其商號本店ノ所在地代表者ノ氏名
二、店賣又ハ行商ノ別
三、店賣ニ在リテハ營業ノ場所
- 第十二條 賣藥販賣營業者ハ販賣セムトスル賣藥ノ名稱製造者ノ氏名商號及營業ノ場所輸入又ハ移入賣藥ニ在リテハ輸入者又ハ移入者ノ氏名商號及營業ノ場所ヲ〔廳長〕ニ届出ヘシ
- 第十三條 賣藥販賣營業者ハ第四條又ハ第六條ニ違反シテ製造シ輸入シ若ハ第五條又ハ第六條ニ背反シテ移入シタル賣藥若ハ賣藥營業者ノ製造シタルモノ、賣藥輸入營業者ノ輸入シタルモノ、賣藥移入營業者ノ移入シタルモノニ非ル賣藥ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列貯藏又ハ携行スルコトヲ得ス
- 第十四條 賣藥販賣營業者ハ賣藥ノ封緘ヲ解キテ零賣スルコトヲ得ス
- 第十五條 賣藥販賣營業者營業使用人ヲシテ行商セシメントスルトキハ其氏名住所本籍地出生年月日ヲ具シ〔廳長〕ニ願出テ賣子鑑札ノ下付ヲ受クヘシ
- 第十六條 店賣ノ許可ナキ賣藥販賣營業者ハ店賣ヲ、行商許可ナキ賣藥販賣營業者ハ行商ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十六條ノ二 賣藥販賣營業者ハ營業許可證、賣子鑑札裏面又ハ掛紙ニ販賣賣品ノ名稱、製造者ノ氏名、商號及

- 營業ノ場所ヲ記載シ〔廳長〕ノ認證ヲ受クヘシ
- 第十七條 賣藥販賣營業者行商ヲ爲ストキハ營業許可證ヲ携帯スヘシ
賣藥販賣營業者營業使用人ヲシテ行商セシムルトキハ其賣子鑑札ヲ携帯セシムヘシ
- 第十八條 賣藥販賣營業者ハ營業中其營業許可書ノ提示ヲ、賣藥販賣營業者ノ營業使用人ハ行商中其賣子鑑札ノ提示ヲ警察官吏又ハ衛生官吏ヨリ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十九條 行商スル賣藥營業者營業許可書又ハ賣子鑑札ヲ讓渡シ又ハ貸與スルコトヲ得ス
- 第二十條 賣藥製造營業者、賣藥輸入營業者、賣藥移入營業者又ハ賣藥販賣營業者營業ノ場所ヲ、賣藥製造營業者製造工場ヲ新設シ、移轉シ又ハ廢止シタルトキハ十日内ニ〔廳長〕ニ届出ヘシ
- 第二十一條 賣藥製造營業者、賣藥輸入營業者、賣藥移入營業者又ハ賣藥販賣營業者廢業シタルトキハ十日内ニ〔廳長〕ニ届出ヘシ但シ行商スル賣藥販賣營業者ハ營業許可書ヲ返納スヘシ
- 賣藥製造營業者、賣藥輸入營業者、移入營業者又ハ賣藥販賣營業者死亡シタルトキハ戶口規則ニ依ル死亡屆義務者前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 賣藥製造營業者、賣藥輸入營業者、賣藥移入營業者又ハ賣藥販賣營業者カ法人ニシテ解散シタルトキハ解散後ノ事務ヲ整理スヘキ責任者第一項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十二條 賣藥製造營業者カ賣藥ノ一部ニ付製造ヲ廢止シタルトキハ其名稱ヲ具シ之ヲ十日内ニ臺灣總督ニ届出ヘシ
- 前項ノ規定ハ賣藥輸入營業者、賣藥移入營業者ニ準用ス
- 第二十三條 賣藥販賣營業者賣藥ノ一部ニ付販賣ヲ廢止シタルトキハ其名稱ヲ具シ之ヲ十日内ニ〔廳長〕ニ届出ヘシ
- 第二十三條ノ二 賣藥販賣營業者前條ノ届出ヲ爲シタルトキハ其廢止シタルモノニ付第十六條ノ二ノ記載ヲ抹消

シ〔廳長〕ノ認證ヲ受クヘシ

第二十四條 賣藥販賣營業者營業使用人ノ行商ヲ廢止シタルトキハ十日內ニ〔廳長〕ニ届出其賣子鑑札ヲ返納スヘシ其死亡シタルトキ亦同シ

第二十五條 行商スル賣藥販賣營業者ハ氏名住所出生年月日變更アリタルトキハ賣子鑑札ニ關シ亦同シ

第二十六條 賣藥製造營業者、賣藥輸入營業者、賣藥移入營業者又ハ賣藥販賣營業者營業許可書又ハ賣子鑑札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ五日內ニ〔廳長〕ニ届出テ其再下附ヲ請求スヘシ但シ毀損ノ場合ハ其許可書又ハ鑑札ヲ提出スヘシ

第二十六條ノ二 臺灣總督ハ賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ賣藥製造營業者賣藥輸入營業者ニ對シ其製造若ハ輸入ノ許可ヲ取消シ又ハ許可シタル事項ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 〔廳長〕ハ性状變化シタル賣藥又ハ第四條第六條ニ違反シテ製造シ輸入シ若ハ第五條又ハ第六條ニ違反シテ移入シタル賣藥若ハ賣藥製造營業者ノ製造シタルモノ、賣藥輸入營業者ノ輸入シタルモノ、賣藥移入營業者ノ移入シタルモノニ非ル賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノニ關シテハ明治三十三年法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

第二十七條ノ二 賣藥販賣營業者、賣藥輸入營業者、賣藥移入營業者、賣藥販賣營業者其業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ〔廳長〕ハ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

〔廳長〕ハ前項ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第二十八條 本令ノ執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第三條ノ許可ヲ受ケスシテ賣藥ヲ製造シ輸入シ移入シ卸賣ヲ爲シタル者

二、第十一條ノ許可ヲ受ケスシテ賣藥販賣營業ヲ爲シタル者

三、第四條第五條第六條第八條ノ二第八條ノ三及第十三條ニ違反シタル者

四、禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

第二十九條 第七條第八條第九條第十條第十四條乃至第二十六條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第三十條 營業者カ無能力者又ハ法人ナルトキハ本令ノ規定ニ依リ營業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ管理人又ハ代表者ニ適用ス

第三十一條 營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正元年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ營業スル賣藥製造營業者賣藥輸入營業者賣藥販賣營業者ハ本令施行ノ日ヨリ六十日內ニ本令ニ依リ許可ヲ受クルニ非レハ引續營業ヲ爲スコトヲ得ス

本令ニ依リ許可ヲ受ケタル賣藥製造營業者カ本令施行前製造ノ許可ヲ受ケタル賣藥ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト見做ス

本令ニ依リ許可ヲ受ケタル賣藥輸入營業者カ本令施行前ヨリ輸入スル賣藥ハ其營業許可ノ日ヨリ起算シ百八十日間引續キ輸入スルコトヲ得

前項ノ規定ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル賣藥移入營業者カ本令施行前ヨリ移入スル賣藥ニ之ヲ準用ス

臺灣酒精令

(大正十一年五月十二日律令第四號)
(大正十五年三月同第一號改正)

- 第一條 本令ニ於テ酒精トハ酒精及酒精含有飲料ニシテ酒精分九十度以上ノモノヲ謂フ
 - 第二條 酒精製造者ニハ酒精一石ニ付酒精分一度毎ニ壹圓八拾錢ノ割合ヲ以テ其ノ造石數ニ應シ酒精稅ヲ課ス
 - 第三條 本令ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢溫器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ謂フ
 - 第四條 酒精ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ
 - 第五條 酒精ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ内地、朝鮮、樺太若クハ南洋群島ヨリ移入スルコトヲ得ス
 - 第六條 酒精稅ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ其ノ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ
 - 第七條 酒精ノ造石數ハ製成ノトキ實測シテ之ヲ査定ス犯則其ノ他ノ事故ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ證憑物件ニ就キ造石稅ヲ査定ス
 - 第八條 査定ヲ受ケタル酒精ヲ政府ノ承認ヲ得テ酒精製造ノ原料ニ供シタル場合ニ於テ其ノ製成シタル酒精ニ課スヘキ酒精稅額ハ原料酒精ニ對スル酒精稅額ニ超過スル金額ニ相當スル金額トス
 - 第九條 酒精稅ノ徵收猶豫ヲ請ハムトスル者ハ酒精稅額ニ相當スル擔保ヲ政府ニ提供スヘシ
- 第一項ノ規定ニ依リ酒精稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者猶豫期間内ニ税金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ附シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還附ス

- 擔保ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第十條 酒精ハ其ノ造石數査定前ニ於テ之ヲ讓渡シ、消費シ又ハ政府ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外ニ搬出スルコトヲ得ス
- 第十一條 酒精製造者ハ左ニ掲クル場合ヲ除クノ外其ノ製造ニ係ル酒精ヲ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス
 - 一、政府ニ讓渡ストキ
 - 二、外國ニ輸出スル爲讓渡ストキ
 - 三、内地、朝鮮、樺太又ハ南洋群島ニ移出スル爲讓渡ストキ
- 第十二條 酒精製造者本令、臺灣酒類專賣令又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得
- 第十三條 災害其ノ他已ムコトヲ得サル事項ニ因リテ製造場内ノ酒精ヲ廢棄シ又ハ亡失シタル場合ニ於テハ納稅義務者ハ其ノ事實ヲ證明シ其ノ酒精ニ付酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ下戻シヲ政府ニ請求スルコトヲ得
- 第十四條 酒精稅納付未済ノ酒精ヲ政府ニ讓渡シタルトキ、内地ニ於テ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ニ依リ工業用ニ使用シ若クハ供給シタル者外國ニ輸出シタル者、外國ニ輸出シタルトキ又ハ朝鮮ニ移出シタルトキハ納稅義務者ハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ臺灣總督ノ定ムル處ニ依リ酒精稅ノ免除ヲ政府ニ請求スルコトヲ得
- 酒精稅納付済ノ酒精ヲ政府ニ讓渡シタル者、内地ニ於テ工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻稅法ニ依リ工業用ニ使用シ若クハ供給シタル者外國ニ輸出シタル者若クハ朝鮮ニ移出シタル者ハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ臺灣總督ノ定ムル處ニ依リ酒精稅ニ相當スル金額ノ交附ヲ政府ニ請求スルコトヲ得
- 第二項ノ請求ハ酒精ノ讓渡、使用、供給、輸出又ハ移出後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ酒精稅ハ第六條ニ規定スル納期ニ拘ラス之ヲ即納セシム

- 一、酒精製造ノ免許ヲ取消シタルトキ
 - 二、免許ヲ受ケスシテ酒精ヲ製造シタルトキ
 - 三、酒精稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セムトシタルトキ
- 第十六條** 政府ハ臺灣ニ於テ消費スル酒類ノ專賣權ヲ有ス
- 第十七條** 臺灣酒類專賣令第五條乃至第七條及第九條ノ規定ハ前條ノ酒精ニ付之ヲ準用ス
- 第十八條** 政府ハ酒精製造者ノ製造ニ係ル酒精ヲ買收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ酒精製造者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ政府之ヲ決定ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、私ニ酒精ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者
 - 二、第五條ノ規定ニ違反シテ酒精ノ輸入若クハ移入ヲ爲シ又ハ輸入若クハ移入ノ準備ヲ爲シタル者
- 第二十條** 酒精販賣者ニ非スシテ第十六條ノ酒精ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ五拾圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 第二十一條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一、酒精小賣人ニシテ政府ノ定メタル價格以外ノ價格ヲ以テ酒精ヲ販賣シタルモノ
 - 二、酒精販賣者ニシテ政府ノ封緘ヲ施シタル酒精ノ容器ヲ變更シ、開披シ又ハ容器ニ附シタル証標其ノ他ノ表示ヲ破毀若クハ變更シタルモノ
 - 三、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外政府ノ證票ヲ附セサル酒精ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受ケタル者
- 四、第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 收稅官吏ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法ニ規定アルモノハ刑法ニ依ル

第二十三條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒精ノ造石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタル者ハ其ノ石數ノ酒精稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十四條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ下戻若クハ交附ヲ政府ニ請求シタル者ハ其ノ石數ノ酒精稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十五條 第十九條ノ罪ヲ犯シタル者ノ所持又ハ所有スル酒精及製造用具、機械ハ之ヲ沒收ス其ノ既ニ讓渡シ消費シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十六條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ第二十二條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 酒精ノ製造者、輸入若クハ移入又ハ第十六條ノ酒精ノ販賣者カ未成年者又ハ禁治產者ナル場合ニ於テ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ處罰スヘキトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 酒精ノ製造者、輸入者若クハ移入者又ハ第十六條ノ酒精ノ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ酒精ノ製造者、輸入者若クハ移入者又ハ第十六條ノ酒精ノ販賣者ヲ處罰ス

第二十九條 明治三十三年法律第五十二條及間接國稅犯則者處分法ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯罪事件ニシテ第十六條ノ酒精ニ關スルモノニ付之ヲ準用ス

第三十條 酒精製造ノ免許ヲ取消サレタル者及酒精製造者ノ相續人ニ對シテハ酒精稅完納前ニ在リテハ本令ヲ適用ス

附 則

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
臺灣酒造稅規則ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ酒精ヲ製造スル者ハ本令ニ依リ酒精製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

臺灣酒精令施行規則

(大正十一年五月十二日臺灣總督府令第一一五號)
同十四年十一月同令第六九號改正

第一條 酒精製造ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ臺灣總督府專賣局長(以下單ニ專賣局長ト稱ス)ニ提出スヘシ

一、製造場ノ位置

二、一年ノ製造能力

三、製造者ノ住所、氏名又ハ名稱

四、製造場ノ土地及建物ノ詳細ナル圖面(既設建物ナキトキハ其設計書)

第二條 酒精製造者前條第一號第二號第四號又ハ第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

酒精製造者前條第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直チニ專賣局長ニ申告スヘシ

第三條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一、臺灣酒類專賣令又ハ臺灣酒精令ノ規定ニ違反シ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者

二、取締上不適當ト認ムル者

第四條 敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノハ之ヲ酒精ノ製造場ト看做ス

第五條 酒精製造者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ旨直チニ專賣局長ニ申告シ營業ヲ承繼スルコトヲ得但シ第三條ノ規定ニ依リ免許ヲ受クルコトヲ得サル者ハ此ノ限りニ在ラス

前項ノ場合ヲ除クノ外酒精製造ヲ承繼セムトスル者ハ製造者ト連署シタル免許承繼ノ申請書ヲ專賣局長ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

第六條 酒精製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第七條 酒精製造者ハ其ノ製造場毎ニ製造用具、機械ノ目錄ヲ調製シ所轄稅收稅官署ニ提出シ檢定ヲ受クヘシ

前項ノ檢定ヲ受ケタル器具機械ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第一項ノ器具機械ヲ修理シ又ハ目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄稅收稅官署ニ申告スヘシ

第八條 酒精製造者ハ毎年十月中ニ其ノ年十一月ヨリ翌年十月ニ至ル一年間ノ事業ニ關シ一仕込ミノ製造方法、仕込數及月別製造見込數量ヲ記シ豫メ所轄稅收稅官署及專賣官署ニ申告スヘシ

前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度之ヲ申告スヘシ但シ製造方法中醱酵作用補助ノ爲又ハ特別ノ事情ニ依リ臨機ノ處置ヲ爲サムトスルトキハ口頭ヲ以テ稅收稅官吏ニ之ヲ申告スルコトヲ得

第九條 臺灣酒精令第七條第一項ノ查定ハ原料一仕込又ハ一區分ノ製成ヲ了リタルトキ之ヲ行フ但シ稅收稅官吏ニ於テ數仕込ノ合併製成又ハ製成酒精ノ合併ヲ承認シタルトキハ其ノ合併製成又ハ製成酒精ノ合併ヲ了シタルトキ之ヲ行フ

第十條 臺灣酒精令第八條ノ規定ニ依リ酒精ヲ酒精製造用ニ供セムトスルトキハ其ノ製造方法、原料酒精ノ數量及製造ノ時間ヲ記シタル申告書ヲ所轄稅收稅官署ニ提出シ承認ヲ受クヘシ

第十一條 臺灣酒精令第九條ノ規定ニ依リ酒精稅ノ徵收猶豫ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタ

ル書面ヲ添附シ所轄收稅官署ニ提出スヘシ

- 一、擔保スヘキ酒精稅額及造石數、查定年月
- 二、擔保ノ種類、數量、價格及所在
- 三、徵收猶豫期間

四、擔保提供ノ原因

五、擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱

擔保提供ノ場合ニ於テハ前項第一號中造石數查定年月ノ記載ヲ要セス

第十二條 擔保ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一、土地

二、火災保險ニ附シタル建物

三、金錢

四、國債

五、臺灣ニ於ケル工場財團擔保ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外知事又ハ廳長ノ指定スル處ニ依ル

第十三條 擔保カ土地、建物又ハ工場財團ナルトキハ土地登記簿謄本、工場財團登録簿謄本其ノ他其ノ權利ヲ證

スヘキ書類ヲ添附スヘシ

擔保カ金錢又ハ國債ナルトキハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ但シ登録國債ヲ擔保ニ提供

セムトスルトキハ擔保ノ登録ヲ爲シタル登録濟通知書又ハ登録簿ノ謄本ヲ提出スヘシ

第十四條 土地、建物又ハ工場財團ヲ擔保トシテ承認シタルトキハ收稅官署ハ胎權又ハ抵當權ノ登録若クハ登録

ノ囑託ヲ爲スヘシ

第十五條 知事又ハ廳長ニ於テ擔保滅失シ又ハ其ノ價格減少シクリト認ムルトキハ之ニ相當スル擔保ヲ提供セシ

ムルコトヲ得

前項ニ依リ擔保ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ直チニ酒精稅ヲ徵收スヘシ

第十六條 擔保ノ公賣ニ關シテハ臺灣國稅徵收規則施行規則ノ規定ヲ準用ス

擔保公賣ノ結果擔保提供者ニ還附スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第十七條 臺灣酒精令第十三條ノ規定ニ依リ酒精稅ノ免除又ハ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルト

キ直チニ申請書ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ

第十八條 酒精ヲ輸出又ハ移出セムトスル者ハ申告書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ所轄收稅官署ニ提出

スヘシ

一、製造者及輸移出者ノ住所、氏名又ハ名稱

二、酒精ノ數量及酒精分

三、容器ノ種類、箇數

四、酒精ノ所在

五、查定年月日

六、納稅ノ濟否

七、輸出又ハ移出ノ地及輸出又ハ移出ノ時日

第十九條 酒精ノ製造者、輸出者又ハ移出者酒精藏置ノ場所ヲ定メムトスルトキハ豫メ所轄收稅官署及專賣官署

ノ承認ヲ受クヘシ

酒精ノ製造者、輸出者又ハ移出者ハ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ酒精ヲ製造場又ハ藏置場外ニ搬出スル

コトヲ得ス

第二十條 臺灣酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ酒精查定濟證及讓

渡、使用、供給、輸出又ハ移出ノ事實ヲ證明スル書類ヲ添附シ之ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ

第二十一條 酒精査定濟證ノ交付ヲ請求セムトノル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ

- 一、請求者及製造者ノ住所氏名又ハ名稱
- 二、酒精製造場ノ位置
- 三、第十八條第二號 第三號及第五號ノ事項

第二十二條 酒精製造者ハ酒母又ハ醪ニ付一仕込毎ニ製造方法ノ記號、仕込順號及仕込ノ日ヲ其ノ容器又ハ仕込ヲ分界スル箇所ニ標記スヘシ

第二十三條 酒精製造者ハ其ノ製造場内ニ藏置スル酒精ニ付査定ノ既濟未濟ノ區別及臺灣酒精令第八條ノ規定ニ依リ製成シタル酒精ノ區別ヲ標記スヘシ

第二十四條 酒精製造者ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

- 一、製造場ノ使用區劃ヲ爲シ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ
- 二、檢定シタル器具機械ノ製造場外ニ搬出セムトスルトキ
- 三、酒精製造原料用トシテ酒精、砂糖、糖蜜其ノ他ノ糖汁ヲ使用セムトスルトキ
- 四、數仕込ノ合併製成ヲ爲シ又ハ製成區分ノ異ナル酒精ヲ査定前合併セムトスルトキ

第二十五條 臺灣酒精令第十六條ノ酒精ハ酒類販賣者ニ於テ之ヲ販賣スルモノトス

第二十六條 酒精製造者ハ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、原料ノ種類、數量、價格、受入先及受入ノ日

二、使用シタル原料ノ種類數量及使用ノ日

三、酒精製造方法、一仕込毎ニ仕込ノ記號及仕込ノ日

四、酒精ノ受拂數量及受拂ノ日、他ニ引渡シタルモノニ在リテハ其ノ價格及引渡先

前項ノ帳簿ハ製造者又ハ相續人ニ於テ記入ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十七條 酒精製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ酒母、醪其ノ他ノ半製品現存スルトキハ專賣局長ハ酒精製造者ノ申請ニ依リ相當ノ期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本令ノ規定ヲ適用ス

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、第二條第一項及第十九條ノ規定ニ違反シタル者

二、酒精ノ製造原料又ハ製造ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタル者

第二十九條 第七條第一項、第二十二條乃至第二十四條、第二十五條第二項及第二十六條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 酒精製造者帳簿ヲ備ヘス又ハ酒精ノ製造、輸入、輸出、移入若ハ移出ニ關シ帳簿ノ記載若ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 臺灣酒精令施行規則第三十六條ノ規定ハ本令ニ依リ專賣官署ニ提出スヘキ書類ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 關東廳藥事法令

藥劑師規則

(大正十四年五月一日
廳令第二十四號)

- 第一條 藥劑師ハ内務大臣ノ授與シタル藥劑師免狀ヲ有スル者ナルコトヲ要ス。
- 第二條 藥劑師ニ非レバ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲スコトヲ得ズ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラズ
- 第三條 藥劑師ニ非レバ藥局ヲ開設シ又ハ之ヲ管理スルコトヲ得ス但シ藥劑師ト雖モ二以上ノ藥局ヲ管理スルコトヲ得ズ
- 第四條 藥劑師ハ藥品ノ製造販賣及鑑定ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 藥劑師開業セムトスルトキハ本籍住所營業場所氏名及其業務ノ種類藥局ノ開設藥品ノ製造販賣鑑定ヲ具シ藥劑師免狀寫シヲ添ヘ關東長官ニ届出ヅベシ
- 第六條 藥劑師ハ居住後二十日内ニ本籍住所氏名及現在ノ業務ヲ具シ藥劑師免狀寫ヲ添ヘ關東長官ニ届出ヅベシ但シ期間内ニ第五條ノ届出ヲ爲シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 藥劑師ハ調劑ノ需アル場合ニ於テ晝夜ヲ問ハズ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
處方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其ノ醫師ニ質シ證明ヲ得ルニ非レバ調劑ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第八條 醫師ノ處方箋中ニ記載セラレタル藥品ニシテ缺乏セルモノアルトキハ藥劑師ハ其ノ醫師ノ同意ヲ得ルニ非レバ之ヲ省略シ又ハ他ノ藥品ヲ以テ之ニ替ヘ調劑ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第九條 藥劑師調劑ヲ爲シタルトキハ藥劑ノ容器又ハ包紙ニ内外用ノ別用法用量調劑年月日患者ノ氏名及藥局名

又ハ藥劑師ノ氏名ヲ記載スベシ

- 第十條 藥劑師調劑ヲ爲シタルトキハ處方箋ニ調劑ノ年月日及其分量ヲ記入シ記名捺印スベシ
- 第十一條 藥劑師調劑ヲ爲シタルトキハ其ノ處方箋又ハ其ノ寫シヲ三年間保存スベシ
- 第十二條 調劑ニ使用スル秤量器ハ精確ナルヲ要シ少クトモ一センチグラムヲ定量シ得ルモノヲ備フベシ
- 第十三條 藥劑師左ノ場合ニ於テハ二十日内ニ關東長官ニ届出ヅベシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ遺族ヨリ届出ヅベシ
 - 一、廢業シタルトキ
 - 二、營業所ヲ變更シタルトキ
 - 三、死亡シタルトキ
- 第十四條 藥劑師ハ藥劑師會ヲ設立スルコトヲ得
藥劑師會ハ藥事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第十五條 藥劑師會ヲ設立セルトスルトキハ會則竝ニ必要ナル規程ヲ定メ關東長官ノ認可ヲ受クベシ會則並ニ規程ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ
- 第十六條 關東長官ハ藥劑師會ノ議決若ハ選舉又ハ施行スル事項ニシテ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シ其ノ議決若ハ選舉ヲ取消シ又ハ其ノ施行スル事項ノ廢止停止若ハ變更ヲ命スルコトアルベシ
- 第十七條 第二條又ハ第三條ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第十八條 第七條又ハ第八條ニ違反シタル者又ハ誤リテ調劑ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第十九條 第五條第九條第十一條又ハ第十二條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 第六條第十條又ハ第十三條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十一條 關東長官ハ藥劑師ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ罰金科料ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ其ノ業務ヲ營ムニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ藥劑師タル者ハ二十日內ニ第五條又ハ第六條ノ届出ヲ爲スベシ

本令及本令ニ基キテ發スル命令中醫師ニ關スル規定ハ齒科醫師及獸醫ニ之ヲ準用ス

藥 品 規 則

(大正十四年五月廳令第二十六號)
(改正昭和二年廳令第二十號)

第一章 藥品營業者

第一條 本令ニ於テ藥品營業者トハ藥品ノ販賣又ハ販賣ノ目的ヲ以テ藥品ヲ製造スル者ヲ謂フ

第二條 藥品營業者タラムトスル者ハ關東長官ノ許可ヲ受クベシ

但シ藥劑師ニシテ藥劑師規則第五條ニ依リ藥品ノ製造又ハ販賣ノ届出ヲ爲シタル者ハ此ノ限ニ非ズ

第三條 藥品ノ販賣ヲ爲サムトスル者ハ本籍住所營業場所氏名出生年月日及履歷 法人ニ在リテハ其名稱營業場ヲ具シ關東長官ニ届出ヘシ 所定代理人ノ氏名並其履歷

前項ノ場合ニ於テ藥劑師ヲ管理人ト爲ストキハ願書ニ其藥劑師ノ本籍住所氏名ヲ具シ藥劑師免狀寫ヲ添附スベシ

第一項ノ出願人 法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ對シテ左ノ事項ヲ諮問ス但シ藥劑師ヲ管理人ト爲ストキハ此限ニ在ラズ

一、藥品及毒物劇物ノ名稱性状並取扱法

二、藥品ニ關スル法規ノ大意

第四條 藥品ノ製造ヲ爲サムトスルモノハ本籍住所營業場所製造場所氏名出生年月日及履歷 法人ニ在リテハ其名稱並ニ其ノ履歷ヲ具シ藥品ノ製造法ヲ詳記シタル書類ニ其ノ見本品ヲ添ヘ關東長官ニ願出ツベシ 營業場所製造場所所定代理人ノ氏名

前項ノ場合ニ於テ藥劑師ヲ管理人ト爲ス時ハ願書ニ其藥劑師ノ本籍住所氏名ヲ具シ藥劑師免狀寫ヲ添附スベシ

第一項ノ出願人 法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ對シテハ左ノ事項ヲ諮問ス但シ藥劑師ヲ管理人ト爲ストキハ此限ニ在ラズ

一、製造セムトスル藥品ノ製造法性状検査法並其取扱法

二、藥劑ニ關スル法規ノ大意

第五條 藥品營業者左ノ場合ニ於テハ二十日內ニ關東長官ニ届出ツベシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ遺族ヨリ届出ベシ

一、廢業シタルトキ

二、營業場所又ハ製造場所ヲ變更シタルトキ

三、死亡シタルトキ

第六條 藥品營業者組合ヲ組織セムトスルトキハ規約並必要ナル規程ヲ定メ關東長官ノ認可ヲ受クベシ 規約並規程ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

第二章 藥品取扱

第一節 醫藥用藥品

第七條 日本藥局方ニ記載スル藥品及日本藥局方ニ記載ナキ藥品ニシテ外國藥局方ニ記載スル藥品ハ其ノ性状品質日本藥局方又ハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルニ非レバ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テ製造輸入貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ズ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ製劑 藥局方ニ記載シタル藥品ヲ用テ新ニ製造販賣セムトスルトキハ見本品ヲ添ヘ其ノ成分又ハ成分不明ナルトキハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載シ關東長官ニ届出ベシ

第九條 何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品及製劑ハ容器又ハ包紙ニ其成分成分不明ナルトキハ其本質製造法ノ要旨及製造者ノ住所氏名ヲ記載セルモノニ非レバ販賣若ハ授與シ又ハ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ズ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラズ

第十條 日本藥局方及外國藥局方ニ記載スル藥品ニシテ其藥局方ニ貯藏法ノ定メアルモノハ之ニ從ヒ貯藏スベシ

第十一條 醫藥用藥品ハ官立公立ノ衛生試驗所南滿洲鐵道株式會社衛生研究所藥劑師又ハ之ヲ製造シタル者ニ於テ封緘ヲ爲シタルモノニ非レバ藥品營業者以外ノ者ニ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ズ但シ藥品營業者間ニ於テ其封緘ヲ開キ之ヲ零賣スルハ此限ニ在ラズ

第十二條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ其據ル處ノ藥局方名何レノ藥局方ニモ記載ナキモノハ其藥品名内容重量製造者又ハ詰換者ノ住所氏名ヲ其ノ外國製品ニ係ルモノハ輸入者ノ住所氏名ヲ記入スベシ

毒藥劇藥ハ前記ノ外毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ記入スベシ

第十三條 毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥又ハ劇藥ノ文字ヲ明記シタル一定ノ場所ニ貯藏シ毒藥ヲ貯藏スル場所ニハ銷鑰ヲ施スベシ

第十四條 毒藥劇藥ノ品目ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 毒藥劇藥ハ藥劑師タル藥品營業者ニ非レバ之ヲ零賣スルコトヲ得ズ

第十六條 毒藥劇藥ハ醫師ノ處方箋ニ依ルモノヲ除ク外業務上學術上工藝上之ヲ必要トスルモノ以外ノ者ニ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ズ

藥品營業者又ハ醫師ニ非ル者ニ毒藥劇藥ヲ販賣授與セムトスルトキハ其業名數量使用ノ目的年月日及住所氏名職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ提出セシムルコトヲ要ス

前項ノ證書ハ三年間之ヲ保存スベシ

第十七條 毒藥劇藥ハ十四歳未満ノ者其ノ他不要心ト認ムベキ者ニハ交付スルコトヲ得ズ

第十八條 何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品ニシテ衛生上危害ヲ生ズル虞アリト認メタル者ハ當該官廳ニ於テ其製造貯藏陳列及販賣ヲ禁止シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生ズル虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

藥局方ノ所定ニ適合セザル藥品ニ付亦前項ニ同ジ

第十九條 醫藥用藥品ノ鑑定ヲ爲スモノハ其藥品ノ性状品質日本藥局方ニ記載スルモノハ該藥局方ノ所定ニ其記載ナキモノハ當該外國藥局方ノ所定ニ適合スルモノニ非レバ試驗濟ノ印紙ヲ貼附シ又ハ適合ノ證明ヲ與フルコトヲ得ズ

第二節 醫藥用外藥品毒物劇物

第二十條 毒性又ハ劇性ヲ有スル醫藥用以外ノ藥品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ毒物劇物ト謂フ

第二十一條 毒物劇物ノ容器又ハ包紙ニハ醫藥用外ノ四字及其品名並毒物若ハ劇物ノ文字ヲ明記スベシ

前項毒物ノ二字ハ赤地ニ白色劇物ノ二字ハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スベシ

第二十二條 毒物劇物ハ他ノ藥品ト區別シ醫藥用外毒物又ハ醫藥用外劇物ノ六字ヲ明記シタル一定場所ニ貯藏スベシ

毒物ヲ貯藏スル場所ニハ鎖鑰ヲ施スベシ

第二十三條 毒物劇物ヲ交付スルニハ其容器又ハ包紙ニ其營業者ノ住所氏名及第二十一條第一項所定ノ文字ヲ明記スベシ但シ藥品營業者間ニ於テ賣買スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

飲食用器具ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ズ

第二十四條 毒物劇物ノ販賣授與ニ關シテハ第十六條及第十七條ノ規定ヲ準用ス

家事上必要ナル毒物劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第三章 藥品 巡視

第二十五條 關東長官ハ藥品巡視員ヲシテ藥局調劑所及藥品ヲ製造販賣若ハ貯藏スル場所ニ臨檢セシメ又ハ藥品ノ檢査ヲ爲サシムベシ

第二十六條 巡視員ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ藥品ヲ收去スルコトヲ得

第二十七條 巡視ノ期日ハ豫メ告示セス其時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ間トス

第二十八條 藥品巡視員ハ其ノ證票ヲ携帶シ之ヲ示シテ檢査ヲ爲スベシ

前項證票ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 罰 則

第二十九條 第二條第七條第八條第十九條ニ違反シタル者第三十四條ノ處分ニ違反シテ營業ヲ爲シタル者當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ又ハ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十條 藥品ノ容器又ハ包紙ニ誤記ヲ爲シ又ハ事實ヲ知ラズシテ藥局方所定ニ適合セザル藥品ヲ貯藏陳列販賣若ハ授與シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第九條第十一條乃至第十三條第十五條乃至第十七條第二十一條乃至第二十四條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條 第五條又ハ第十條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第三十三條 營業者ハ代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十四條 關東長官ハ藥品營業者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其業務ニ關シ罰金科料ノ刑ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ其ノ業務ヲ營ムニ堪ヘズト認メタルトキハ其營業ヲ禁止シ又ハ停止ス

ルコトヲ得

第三十五條 法人ノ代表者又ハ其雇人其他從業者法人ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ其罰則ヲ法人ニ適用ス

第三十六條 藥品營業者二年以上休業若ハ營業ヲ爲ササルトキハ許可ノ効力ヲ失フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

藥品營業並藥品取扱規則ハ之ヲ廢止ス

製藥者藥種商ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ本令ニ依リ許可ヲ得タル者ト見做ス但シ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ所轄警察署ヲ經由シ關東長官ニ届出ベシ

本令及本令ニ基キテ發スル命令中醫師ニ關スル規定ハ齒科醫師及獸醫ニ之ヲ準用ス

賣藥營業規則

(大正十四年五月廳令第二十八號 改正昭和三年廳令第二十二號)

第一條 本令ニ於テ賣藥營業者トハ賣藥ヲ調製シ之ヲ販賣スル者ヲ謂ヒ賣藥輸入テ營業者トハ賣藥ヲ輸入シ之ヲ販賣スル者ヲ謂ヒ賣藥請賣營業者トハ賣藥營業者ノ調製シタル賣藥又ハ賣藥輸入營業者ノ輸入シタル賣藥ヲ請賣スル者ヲ謂フ

第二條 賣藥ヲ調製シ又ハ輸入シ之ヲ販賣セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ表裝ノ雛形ヲ示シタル見本品ヲ添へ關東長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

一、本籍住所營業場所氏名出生年月日 法人ニ在リテハ其名稱營業場所代表者ノ氏名及定款寫

二、方 名

- 三、原料分量及調製ノ方法
- 四、用法及用量
- 五、効能
- 六、定價
- 七、輸入賣藥ニ在リテハ調製者ノ營業場所及氏名又ハ名稱
前項ノ場合ニ於テ日本藥局方ニ記載セサル原料品ヲ使用シタルモノニ在リテハ其原料品ノ見本品ヲ提出スヘシ
第一項ノ願書ニハ許可手數料一方毎ニ金一圓ヲ添付スヘシ
關東長官許可ヲ與フルトキハ賣藥許可證ヲ下附シ關東廳々報ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第三條 賣藥ニハ毒藥劇藥及性状又ハ配伍ノ結果ニ由リ危害ヲ生ズル虞アル藥品ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ毒藥劇藥ニシテ其ノ用法用量ニ依リ關東長官ニ於テ危害ヲ生ズル虞ナシト認メタルモノハ此ノ限ニアラズ
- 第四條 賣藥ノ原料品ハ日本藥局方ニ記載スルモノハ其ノ所定ノ性状品質ヲ具備シ之ヲ記載ナキモノハ第二條第二項ノ見本品ト同様ノ性状品質ヲ具備スルコトヲ要ス
- 第五條 藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニ非レハ賣藥ヲ調製シテ販賣スルコトヲ得ス但シ獸醫ニシテ家畜用賣藥ヲ調製販賣スルハ此ノ限ニ非ス
- 第五條ノ二 藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ藥品營業者ニ非レハ賣藥輸入營業者タルコトヲ得ス
- 第六條 賣藥ノ容器又ハ包紙ハ之ヲ封緘シ且其ノ賣藥名定價及調製者ノ住所氏名又ハ稱號ヲ記載スヘシ
- 第七條 賣藥ニハ其ノ賣藥ノ用法用量及効能ヲ記載スヘシ効能ニ關シテハ文書言語其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス免許ヲ得タル事項ヲ説明スル外之ヲ誇張シテ公示スルコトヲ得ス
- 第八條 賣藥ニ關スル廣告賣藥ノ容器若ハ包紙又ハ賣藥ニ添付シ若ハ添附セスシテ頒布スル文書ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコト得ス

- 一、猥褻ニ涉ル記事又ハ圖畫
- 二、避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事
- 三、虛偽誇張ノ證明若ハ醫師其他ノ者カ効能ヲ保證シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムルノ虞アル記事
- 四、醫治ノ無効ヲ暗示シ或ハ暗ニ醫師ヲ誹謗スルカ如キ記事
- 第九條 關東長官ハ賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生ズル虞アリト認ムルトキハ營業者ニ對シ其ノ許可シタル事項ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ許可ヲ取消其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第九條ノ二 第二條乃至第四條又ハ第八條ノ規定ニ依ラサル賣藥ハ警察官署長之ヲ廢棄シ又ハ廢棄セシメ其他必要ナル處分ヲ爲スコト得
- 第十條 關東長官ハ當該官吏ヲシテ賣藥ヲ調製シ若ハ販賣スル場所ニ臨檢セシメ又ハ賣藥ノ檢査ヲ爲サシム
前項ノ場合ニ於テハ藥品規則第二十六條乃至第二十八條ノ規定ヲ準用ス
- 第十一條 賣藥ヲ請賣セムトスルモノハ本籍住所營業場所氏名出生年月日
場所在リテハ其ノ名稱營業場所代表者ノ氏名及定款寫
警察官署長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十二條 藥劑師藥品營業者又ハ漢藥商ニ非レハ賣藥請賣營業者タルコトヲ得ス
賣藥營業者輸入賣藥營業者並賣藥請賣營業者行商セムトスルトキハ營業場所所在地ノ警察官署ニ於テ其營業者タルノ證明書ノ下付ヲ受ケ其證明書寫ヲ添へ行商セムトスル所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ
- 前項ノ場合ニ於テ賣子ヲシテ行商セシメムトスルトキハ賣子ノ本籍住所氏名及出生年月日ヲ具シ所轄警察官署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 行商者ハ就業中營業者タルノ證明書ヲ携帯シ當該官吏ノ求アルトキハ之ヲ提示スヘシ
- 第十三條 賣藥營業者又ハ賣藥輸入營業者左ノ場合ニ於テハ二十日內ニ關東長官ニ届出ツヘシ但シ第四號ニ於テ

ハ遺族ヨリ届出ツヘシ

- 一、第二條第一號又ハ第七號ノ事項ヲ變更シタルトキ
- 二、使用藥劑師ニ異動ヲ生シタルトキ
- 三、廢業シタルトキ
- 四、死亡シタルトキ

第十四條 賣藥請賣營業者左ノ場合ニ於テハ二十日內ニ所轄警察官署長ニ届出ツヘシ

- 一、廢業シタルトキ
- 二、營業場所ヲ變更シタルトキ
- 三、死亡シタルトキ

第十五條 賣藥營業者賣藥輸入營業者又ハ賣藥請賣營業者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ罰金科料ノ刑ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ其ノ業務ヲ營ムニ堪ヘスト認メタルトキハ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

第十六條 營業者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十七條 第二條乃至第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條 第六條乃至第八條第十一條第十二條ノ規定ニ違反シ又ハ當該官吏ノ臨檢若ハ檢査ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條 第十三條第四條ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス

第二十條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

第二十一條 賣藥營業者賣藥輸入營業者又ハ賣藥請賣營業者二年以上休業若ハ營業ヲ爲サ、ルトキハ許可ノ効力ヲ失フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令公布前關東長官ヨリ得タル賣藥許可證ハ本令ニ依リ許可ヲ得タルモノト見做ス

○昭和三年關東廳令第二十二號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前關東長官又ハ警察官署長ノ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

本令施行ノ際現ニ販賣スル輸入賣藥ハ本令施行ノ日ヨリ六月間第二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ販賣スルコトヲ得

第七章 藥業及藥業者ニ關係アル諸法令又ハ抄録

酒精及酒精含有飲料税法

(明治三十四年三月三十日法律第八號
大正十五年三月二十七日法律第一五號改正)

- 第一條 酒精及酒精ヲ含有スル飲料ニハ本法ニ依リ造石税ヲ課ス
- 第二條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルトキハ一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金壹圓八十錢ノ割合ヲ以テ其ノ石數ニ應シテ造石税ヲ課ス但シ一石ニ付四拾貳圓ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス
- 第三條 本法ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏驗温器十五度ノ時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス
- 第三條ノ二 本法ニ於テ葡萄酒ト稱スルハ葡萄ノ汁液ヲ醱酵セシメタルモノヲ謂フ
左ニ掲クルモノハ葡萄酒ト看做ス
一、葡萄ノ汁液ニ糖分ヲ補充シテ其ノ百分ノ二十四ニ達スル限度迄精製糖ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ但シ葡萄ノ汁液一石ニ付精製糖二十五斤ヲ超ユルモノハ此ノ限りニ在ラス
二、葡萄ノ汁液又ハ前號ニ依リ精製糖ヲ加ヘタル葡萄ノ汁液ヲ純炭酸石灰ヲ以テ除酸シ醱酵セシメタルモノ
三、葡萄酒又ハ前二號ニ依リ葡萄酒ト看做シタルモノニ其ノ容量百分ノ一以內ノ酒精ヲ混和シタルモノ
- 第三條ノ三 本法ニ於テ果實酒ト稱スルハ葡萄ヲ除クノ外果實ノ汁液ヲ醱酵セシメタルモノヲ謂フ
葡萄ヲ除クノ外果實ノ汁液ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ糖分ヲ補充シ又ハ其ノ酸ヲ稀釋シ醱酵セシメタルモノハ果實酒ト看做ス
- 第四條 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒(ビール)及ヒ清涼飲料ニハ本法ヲ適用セス
- 第五條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セ

ムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第五條ノ二 政府ハ其ノ年三月ヨリ翌年二月迄ノ一年度間ノ製造石數酒精ニ在リテハ五十石酒精ヲ含有スル飲料ニ在リテハ十石以上ニ非サレハ製造ノ免許ヲ與ヘス

酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者前項ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲ササリシトキハ變災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相當スル造石税ヲ課ス但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對スル造石税ハ一石金四十二圓ノ割合ニ依ル

第六條 造石税ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ翌月中ニ於テ一時之ヲ納ムヘシ但シ免許ヲ取消シタルトキハ即納トス前條第二項ニ依ル造石税ハ翌年三月末日迄ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許取消ノ場合ニ於テハ取消後三十日以内トス

第七條 第二十三條ノ二ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消シタル場合及國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ造石税ヲ徵收スル場合ニ於テハ納税ノ擔保トシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ差押フルコトヲ得

第八條 同一製造場内ニ於テ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルカ爲原料トシテ使用スル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニハ造石税ヲ課セス

前項ノ規定ニ依ラムトスル者ハ其ノ原料用ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付製成ノ時石數ノ檢定ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 製造石數ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製成シタル時實測シテ之ヲ査定ス但シ前條ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ此ノ限りニ在ラス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料若ハ證憑物件ニ就キ製造石數ヲ査定シ造石税ヲ課ス

第十條 第八條ニ依リ檢定シタル酒精ヲ含有スル飲料ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ檢定石數ヲ以テ査定石數トシ造石税ヲ課ス

- 一、他人ニ讓渡サレタルトキ
 - 二、公賣セラレタルトキ
 - 三、酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造用外ニ消費セラレタルトキ
- 第十一條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其ノ造石税ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限りニ在ラス
- 第十二條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ製造石數査定前ニ於テ之ヲ他人ニ讓渡シ質入シテ消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス
- 第十三條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ
- 第十四條** 收税官吏ハ命令ノ規定ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十五條** 免許ヲ受ケケスシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ造石税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 第十六條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ造石税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ參拾圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 第十七條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石税ノ免除ヲ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル總石數ノ造石税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ參拾圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 第十八條** 第十二條ノ禁令ヲ犯シタル者ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 第十九條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料若ハ帳簿書類ヲ隠蔽シタルトキハ拾圓以上參百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ製造出入ニ關スル帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十一條** 收税官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル
- 第二十二條** 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヒス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 第二十三條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス
- 第二十三條ノ二** 第十六條乃至第十八條ニ依リ處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造セサル者ニ對シテハ政府ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス
- 第二十四條** 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消サレタル者及其ノ相續人ハ造石税完納前ニ在リテハ總テ本法ノ規定ニ從フ
- 第二十四條ノ二** 葡萄酒及果實酒ニハ第五條、第十三條、第十四條乃至第十九條乃至第二十三條ノ規定ニ限り本法ヲ適用ス
- 第二十四條ノ三** 免許ヲ受ケケスシテ葡萄酒又ハ果實酒ヲ製造シタル者ハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十四條ノ三** 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ本法ト同一ノ税率ヲ有ス

ル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス者ハ其ノ石數ニ應シ第二條ノ稅率ニ從テ算出シタル稅額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五拾圓ヲ下ルコトヲ得ス
前項ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

附 則

第二十五條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同日前ニ於テ製成シタル酒精ニハ舊稅率ヲ適用ス
第二十六條 混成酒稅法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前ニ於テ製造シタル混成酒ニハ仍該法ヲ適用ス
第二十七條 (削除)
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參 照)

舊刑法第七十五條 抗拒スヘカラサル強制ニ遇ヒ其ノ意ニ非サルノ所爲ハ其ノ罪ヲ論セス
天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ク可カラサル危難ニ遇ヒ自己若クハ親族ノ身體ヲ防衛スルニ出タル所爲亦同シ

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法

(明治三十九年四月二十四日法律第(四六號)大正元年八月第二號改正)

第一條 造石稅又ハ出港稅納付濟ノ酒精ヲ命令ノ定ムル處ニ依リ命令ヲ以テ定メタル工業用ニ供スル者政府ノ承諾ヲ得テ毎回一石以上ノ酒精ヲ使用スルトキニ限り其造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得
第二條 造石稅又ハ出港稅納付濟ノ酒精酒類其他ノ酒精含有飲料ヲ命令ノ定ムル處ニ依リ命令ヲ以テ定メタル政府ノ工業用ニ供給スルハ毎回一石以上ノ供給ヲ爲ストキニ限り其造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第三條 前二條ノ請求ハ酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ使用又ハ供給後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ酒類ニ對シ政府ハ命令ノ定ムル處ニヨリ其變性ヲ命スルコトヲ得

第五條 第一條ノ請求ヲ爲サントスルモノハ申請書ニ造石稅又ハ出港稅ヲ納付シタルコトヲ證スル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第六條 詐僞其他不正ノ所爲ヲ以テ造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求シタル者ハ其ノ造石稅又ハ出港稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ參拾圓ヲ下ルコトヲ得ス

第七條 間接國稅違犯者處分方法及明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

附 則

醫藥用工業用酒精戻税法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行後三箇月迄ニ造石稅ノ賦課ヲ受ケタル醫藥用酒精ノ税金下戻ニ關シテハ本法施行後六ヶ月ヲ限り醫藥用工業用酒精戻税法ヲ適用ス

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法施行規則

(明治三十九年四月二十四日勅令第八六號) (最近)大正十五年五月勅令第九六號改正

第一條 酒精ヲ左ニ掲クル物品ノ製造ニ使用シタルトキハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲スコトヲ得(大正十五年勅令第九六號ヲ以テ全條改正)

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法施行規則

- 一、食 酢
- 二、タンニン酸
- 三、苛性加里
- 四、クロ、フォルム
- 五、ヨードフォルム
- 六、エーテル
- 七、醋酸エーテル
- 八、脂肪酸エーテル
- 九、クロールエチール
- 十、ブロームエチール
- 十一、ヨードエチール
- 十二、エチール硫酸鹽類
- 十三、ベンゼン
- 十四、トリヂン
- 十五、エチールアニリシ
- 十六、パラフェニレンジアミン(パラミシ)
- 十七、アリザリンブリエー
- 十八、サルファブリエー
- 十九、アセチールサリチール酸(アスピリン)
- 二十、サリチール酸フェニール(ザロール)

- 二十一、フェナセチン
- 二十二、モノフェニール尿素
- 二十三、硫酸キニーネ
- 二十四、鹽酸キニーネ
- 二十五、エチール炭酸キニーネ(オイヒニン)
- 二十六、炭酸グアヤコール(ヅオタール)
- 二十七、硫酸アトロピン
- 二十八、ブローム樟腦
- 二十九、抱水クロラール
- 三十、プロテイン銀(プロタルゴール)
- 三十一、ヘキサメチレンテトラアミン(ウロトロピン)
- 三十二、サルヴアル酸類
- 三十三、ヴィタミン類
- 三十四、チアスターゼ類
- 三十五、樟 腦
- 三十六、龍 腦
- 三十七、シトロネール
- 三十八、ゼラニオール
- 三十九、燃料用變性酒精
- 四十、ヴァニシユ(ニス)

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法施行規則

- 四十一、コロヂオン(瓦斯マントル、寫真材料、寫真製版若クハ擬革ノ製造又ハ塗料ニ供スルモノ)
- 四十二、セリユロイド
- 四十三、火藥
- 四十四、石鹼
- 四十五、外國ニ輸出スル香水其ノ他ノ化粧液
- 四十六、外國ニ輸出スル煙草香料
- 四十七、外國ニ輸出スル擬眞珠

第二條 酒精酒類其他酒精含有飲料ヲ政府ノ火藥製造用又ハ煙草酸酵用ニ供給シタル者ハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料税法第一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲ス爲メ酒精使用ノ承認ヲ受ケントスル者ハ其使用スヘキ數量使用ノ目的場所及ヒ日時ヲ定メ所轄稅務署ニ申請スヘシ

第四條 前條ノ申請アリタルトキハ當該官吏ハ酒精ノ使用前其ノ數量及ヒ含有純酒精ノ容量ヲ檢定シ使用ノ承認ヲ與フヘシ但シ申請ノ場所及ヒ日時ニ於テ其目的ニ從ヒ使用セスト認ムルトキハ其承認ヲ取消スコトヲ得
當該官吏ハ前項ニ依リ承認ヲ與ヘタル酒精ヲ使用スル場所ニ就キ酒精、酒精ト混和スヘキ物品、製品殘渣、器具、機械及ヒ帳簿書類ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ト認ムル方法ヲ施スコトヲ得

第五條 酒精ヲ第一條ノ工業用ニ使用スルニ際シ作業中酒精ノ分離シタルトキハ稅務署ニ申出テ其ノ數量及ヒ含有純酒精ノ容量ノ檢定ヲ受クヘシ
前項ノ場合ニ於テハ分離シタル酒精ノ數量ヲ控除シタルモノヲ以テ使用數量トス

第六條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル申請書ハ所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ樺太酒類出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ之ヲ樺太廳ニ提出スヘシ

(大正元年八月改正)

酒精ヲ外國ニ輸出スル香水其ノ他ノ化粧液、煙草香料又ハ擬眞珠ノ製造用ニ供シ金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ添附スヘシ(大正六年勅令第二二九號同十五年第九六號ヲ以テ本項改正)

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第一條ニ依リ樺太酒類出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求スルノ場合ニ於テハ第一項ノ申請書ニ酒精ヲ第一條ノ工業用ニ使用シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ

(大正元年八月改正)

第七條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲サントスル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ數量他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及ヒ其ノ引取先
- 二 使用シタル酒精ノ數量使用ノ目的及ヒ使用ノ日
- 三 政府ニ供給シタル酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ數量及供給ノ日
- 四 製品アルトキハ其種類、數量及製造ノ日
- 五 作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ其ノ數量及含有純酒精ノ容量

第八條 當該官吏ハ第一條ノ工業用酒精ヲ使用スル者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第九條 本令中稅務署トアルハ樺太ニ在リテハ樺太支廳トス(大正元年八月改正)

附 則

本令ハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法施行規則

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

二二四

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

(大正十五年五月五日)
(大藏令省第二二號)

第一條 左ニ掲クル物品ノ製造ニ使用スル酒精ノ變性ニ際シ酒精一石ニ付混和スヘキ物品及其數量ハ左ノ標準ニ
據ルヘシ

一、食 酢

酸量(醋酸トシテ)一「パーセント」以上、酒精分十五「パーセント」以下トナル程度以上ノ種酢又ハ種酢及水
二、タンニン酸

樟腦油(赤油又ハ白油)六百匁以上、五倍子末三十貫匁以上

三、クロ、フォルム

「クロール石灰」(有効「クロール」三十「パーセント」以上ヲ含有スルモノ)五十貫匁以上

比量一・四九ノ「クロ、フォルム」五百匁以上

四、ヨードフォルム

「アセトン」、「アセトン油」ノ一種又ハ二種ヲ通シテ三貫五百匁以上

五、エーテル

「ベンゾファストスカーレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}_2$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラ
ム」以上

比量〇・七三以下ノ「エーテル」五百匁以上及比量一・八三以上ノ硫酸五百匁以上又ハ「エーテル」殘渣五貫匁以
上

六、醋酸エーテル

「ベンゾファストスカーレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}_2$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラ
ム」以上

比量一・八三以上ノ硫酸五百匁以上及「醋酸ナトリウム」又ハ比量一・〇四以上ノ醋酸五百匁以上
比量〇・九一以下ノ「醋酸エーテル」五百匁以上

七、脂肪酸エーテル

「ベンゾファストスカーレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}_2$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラ
ム」以上

「アセトン」、「アセトン油」ノ一種又ハ二種ヲ通シテ三貫五百匁以上

脂肪酸エーテル及脂肪酸類(醋酸石灰ヨリ醋酸ヲ製造スル際ニ副生スル「プロピオン酸」、「ブチール酸」、蕈草
酸及少量ノ醋酸ノ混和物)ヲ混和シタルモノ五百匁以上

八、クロールエーテル

「ベンゾファストスカーレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}_2$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラ
ム」以上

比量一・三以上ノ硫酸五百匁以上

「クロールエーテル」五百匁以上

九、ブロームエーテル

「ベンゾファストスカーレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}_2$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラ
ム」以上

比量一・八三以上ノ硫酸五百匁以上及「ブローム加里」三貫五百匁以上

比量一・四五以上ノ「ブロームエーテル」五百匁以上

工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

二二五

工業用酒精類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

二二六

- 十、ヨードエチール
- 「ベンゾファアストスカレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{Br}$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラ
ム」以上
- 「ヨード」三貫五百匁以上及赤燐五百匁以上
- 比重一・九四以上ノ「ヨードエチール」五百匁以上
- 十一、エチール硫酸鹽類
- 「ベンゾファアストスカレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{SO}_4$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラム」以上
比重一・八三以上ノ硫酸十貫匁以上
- 「エチール硫酸鹽類」五百匁以上
- 十二、ペンチチン又ハトリチン
- 「アニリン」五貫匁以上及木精三貫五百匁以上
- 各製品三百五十匁以上又ハ各其ノ製造殘渣五百匁以上
- 十三、エチールアニリン
- 「ベンゾファアストスカレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{N}$ 「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラム」以上
- 「アニリン」三十五貫匁以上及「鹽酸アニリン」二十貫匁以上
- 「エチールアニリン」三百五十匁以上
- 十四、パラフェニレンジアミン(パラミン)
- 「アニリン」十貫匁以上、木精四貫匁以上及鹽酸三貫五百匁以上
- 十五、樟腦
- 「エーテル」、「ベンゾール」、「石油ベンゼン」、「クロロフォルム」、「二硫化炭素、四鹽化炭素ノ一種又ハ數種

ヲ通シテ三貫五百匁以上

山製樟腦、再製樟腦ノ一種又ハ二種ヲ通シテ一貫匁以上

十六、龍腦

「ベンゾファアトスカレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラム」以上
樟腦三貫五百匁以上

十七、シトロネロール又ハゼラニオール

「ベンゾファアストスカレット」 $\text{C}_{18}\text{H}_{15}\text{O}$ 及「ローダミン」 B (サフラニリン)ヲ等量ニ混和シタル著色料一「グラム」
以上

山椒油一貫五百匁以上及「シトロネロール」又ハ「ゼラニオール」三百五十匁以上

十八、燐料用變性酒精

「エーテル」、「ベンゾール」ノ一種又ハ二種ヲ通シテ十貫匁以上

「ピリヂン鹽基」二貫匁以上又ハ「アセトン油」一貫五百匁以上及「アムモニア水」(日本藥局方)三百八十匁以上

十九、ヴァニシユ(ニス)

樟腦、樟腦油(赤油又ハ白油)ノ一種又ハ二種ヲ通シテ五百匁以上

樹脂又ハ樹脂類似品八貫四百匁以上

二十、瓦斯マンテル用コロチオン

「アセトン」、「アセトン油」ノ一種又ハ二種以上ヲ通シテ三貫五百匁以上

「エーテル」三十五貫匁以上及硝化綿三貫匁以上

二十一、寫真材料用又ハ寫真製版用コロチオン

「エーテル」三十五貫匁以上及硝化綿二貫匁以上

工業用酒精類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

二二七

工業用酒精類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

二二八

尙「コロチオン」十貫匁ニ付「臭化カドミウム」及「鹽化アムモニウム」各二十匁以上又ハ硝酸銀四百五十匁以上
及「臭化リヂウム」若ハ「鹽化リヂウム」十二匁以上ヲ混和スヘシ

二十二、擬革用又ハ塗料用コロチオン

「エーテル」、「アセトン」、「アセトン油」、「テレピン油」、「ベシゾール」ノ一種又ハ數種ヲ通シテ三貫五百匁
以上

餡狀ヲ呈スル程度ノ硝化綿

二十三、セリユロイド

「エーテル」、「アセトン」、「アセトン油」、「テレピン油」、「ベンゾール」ノ一種又ハ數種ヲ通シテ三貫五百匁
以上

餅狀ヲ呈スル程度ノ硝化綿及樟腦又ハ餅狀ヲ呈スル程度ノ「セリユロイド」

二十四、火藥

(イ) 雷汞

再留凝縮液一貫六百匁以上

(ロ) 爆粉

凝縮液二貫匁以上及再酒精四貫二百匁以上

(凝縮液トハ雷汞未成作業中蒸發スル瓦斯ヲ凝縮瓶ニ導キ凝縮セシメタルモノニシテ水分、酒精「アルデ
ヒード」及「硝酸エーテル」等ヲ含有スル液ヲ謂ヒ再留凝縮液トハ凝縮液ヲ石灰ニテ中和シ蒸餾シタルモノ
ニシテ酒精、「アルデヒード」及「硝酸エーテル」等ヲ含有スル液ヲ謂ヒ再留酒精トハ爆粉製造ノ際使用シタ
ル稀薄酒精ヲ再留シタルモノニシテ七十三乃至八十七「パーセント」ノ酒精分ヲ含有スル液ヲ謂フ)

二十五、石鹼

苛性曹達百二十匁以上ノ水溶液

樟腦油(赤油又ハ白油)若ハ芳香性揮發油二百五十匁以上又ハ香料及石鹼ノ適量

二十六、外國ニ輸出スル香水其ノ他ノ化粧液又ハ煙草香料

使用スヘキ原料品ノ全部

二十七、外國ニ輸出スル擬眞珠

樟腦、樟腦油(赤油又ハ白油)五百匁以上及「アセトン」、「アセトン油」、「テレピン油」、「ベンゾール」ノ一種

又ハ數種ヲ通シテ三貫五百匁以上

二十八、苛性加里、アリザリンプリユール、サルファアブプリユール、アセチルサリチール酸(アスピリン)、サリ
チール酸フェニール(ザロール)、フェナセチン、モノフェニール尿素、硫酸キニーネ、鹽酸キニーネ、エチ
ール炭酸キニーネ(オイヒニン)、炭酸グアヤコール(ツオタール)、硫酸アトロピン、ブローム樟腦、抱水ク
ロラール、プロテイン銀(プロタルゴール)、ヘキサメチレンテトラミン(ウロトロピン)、サルヴァルサン
類、ヴァイタミン類、ヂアスターゼ類

木精「ベンゾール」、「石油ベンゼン」ノ一種又ハ數種ヲ通シテ三貫五百匁以上各製品三百五十匁以上又ハ各

其ノ製造殘渣五百匁以上

第二條 前條ノ規定ニ據リ難キ場合ニ於テ所轄稅務署ノ承認ヲ得タルトキハ其ノ變性方法ノ一部又ハ全部ヲ變更
スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年大藏省令第三十六號ハ之ヲ廢止ス

工業用酒精類其他酒精含有飲料戻税法第四條ニ依リ酒精ノ
變性ヲ命スル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等

二二九

粗製樟腦、樟腦油專賣法

(明治三十六年六月十七日) 法律第五號

第一條 政府ハ粗製樟腦、樟腦油ノ專賣權ヲ有ス
第二條 粗製樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ總テ其ノ粗製樟腦、樟腦油ヲ政府ニ納付スヘシ納付ノ期限及場所ハ政府之ヲ指定ス

第三條 政府ハ收納シタル粗製樟腦、樟腦油ニ對シ補償金ヲ交付ス補償金ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第四條 政府ヨリ賣渡シタル粗製樟腦、樟腦油ニ非サレハ所有、所持、讓渡、質入若クハ消費シ外國ニ輸出シ又ハ内地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス但シ納付期限前又ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遅延シタル場合ニ於テ所有所持スルハ此ノ限りニ在ラス

第五條 粗製樟腦、樟腦油ハ政府指定ノ港灣ニ由ルニ非サレハ之ヲ外國ニ輸出シ又ハ内地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 粗製樟腦、樟腦油ヲ製造セントスル者又ハ粗製樟腦ヲ精製セントスル者ハ製造場竈數、一箇年ノ生産見込量目及製造着手ノ時間ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ製造ヲ廢止セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 相續ニ因リ樟腦、樟腦油ノ製造ヲ繼承シタルトキハ政府ニ届出ツヘシ
相續ニ因ル外製造ヲ繼承セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 粗製樟腦、樟腦油ノ製造者ハ粗製樟腦ノ精製者ト相兼ヌルコトヲ得ス

第九條 政府ハ樟腦、樟腦油ノ需要供給ノ情況ニ依リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ制限スルコトヲ得

第十條 樟腦、樟腦油ノ製造ノ許可ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シ又ハ豫定ノ條件ヲ履行セサルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

蕃地ノ狀況ニシテ公安上必要アリト認ムルトキハ政府ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ停止シ又ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條 樟腦、樟腦油ノ製造者ハ命令ノ定ムル處ニ依リ其ノ製造ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十二條 當該官吏ハ樟腦、樟腦油ノ製造ニ關スル一切ノ帳簿ヲ検査シ又ハ樟腦、樟腦油ノ製造場ノ貯藏場其ノ他樟腦、樟腦油ノ所在ト認ムル場所ニ就キ検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 樟腦、樟腦油ハ總テ定價ヲ以テ之ヲ賣渡ス但シ必要ト認ムル場合ハ競争ニ附スルコトヲ得

第十四條 政府ヨリ賣渡シヲ爲サ、ル精製樟腦、樟腦油ニシテ犯人以外ノ所有ニ係ルモノハ之ヲ政府ニ收納ス此ノ場合ニ於テハ他物ヲ混和シタル粗製樟腦、樟腦油ヲ除クノ外第三條ニ準シ補償金ヲ交付ス

第十五條 納付前粗製樟腦、樟腦油ニ他物ヲ混和シタル者ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ粗製樟腦、樟腦油ハ之ヲ沒收ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拾圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル樟腦、樟腦油ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡、消費シ又ハ輸出シタルトキハ其ノ代價ニ相當スル金額ヲ追徴ス

一 第四條又ハ第五條ニ違背シタル者

二 許可ヲ受ケスシテ粗製樟腦、樟腦油ヲ製造シ又ハ粗製樟腦ヲ精製シタル者

三 許可ヲ受ケスシテ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ製造ヲ廢止シタル者

四 第九條ノ制限又ハ第十條第二項ノ停止ノ處分ニ違背シタル者

第十七條 相續ニ因リ樟腦、樟腦油ノ製造ヲ繼承シタルトキ其ノ届出ヲ爲サ、ル者ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第十八條 樟腦、樟腦油ノ製造者帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若クハ之ヲ怠リタルトキハ三圓以上參拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 當該官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタル者ニハ刑法ノ減輕再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第二十一條 當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第二十二條 樟腦、樟腦油ノ製造者又ハ取引人ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十三條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十四條 間接國稅處分法中收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第二十五條 本法ハ明治三十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則並臺灣樟腦及樟腦油製造規則ハ之ヲ廢止ス

第二十六條 本法施行ノ際内地ニ於テ樟腦、樟腦油ノ製造者又ハ取引人ノ所有スル粗製樟腦、樟腦油ハ命令ノ定ムル處ニ據リ本法ニ準シテ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第二十七條 本法施行ノ際内地ニ於テ樟腦、樟腦油ノ製造者又ハ取引人以外ノ者ノ所有ニ係ル粗製樟腦、樟腦油

ニ關シテハ本法ノ規定ヲ適用セス

第二十八條 本法施行ノ際内地ニ於テ樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ明治三十六年一月一日迄ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間内ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十九條 臺灣樟腦及樟腦油製造規則ニ依リ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ期間滿了ノ日迄本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

鹽 專 賣 法

(抄錄) (明治三十八年一月一日法律第一一號) (明治四十一年四月同第五九號改正)

第一條 政府ハ鹽ノ專賣權ヲ有ス

第二條 政府ハ便宜ノ地ニ鹽取扱所ヲ設置シ鹽ノ收納及賣渡ヲ取扱ハシム

第三條 鹽及鹹水ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

智利硝石、「カイニツト」、「シルヴィニツト」、「ポリハリツト」、「キーゼリツト」、「カルナリツト」、「ハルトザルツ」其ノ他礦物ニシテ其ノ百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノハ命令ノ定ムル處ニ依リ變性ヲ施スニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

第四條 鹽及鹹水ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造スルコトヲ得ス

第五條 政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ非サレハ所有シ、所持シ、讓渡シ質入シ又ハ消費スルコトヲ得ス但シ納付期日前若クハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ又ハ製造者ノ自家用ノ爲メ所持スルハ此限りニ在ラス鹹水ハ之ヲ讓渡シ、質入シ、又ハ鹽製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス但シ鹽製造者ニ讓渡スルハ此ノ限りニ在ラス

第十八條 政府ハ定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スヘシ

前項ノ定價ハ賠償金ヲ交附シテ收納シタル鹽ニ付テハ賣渡當時ノ品質ニ相當スル賠償金ニ一石ニ付金貳圓五拾錢又ハ百斤ニ付金壹圓四拾八錢ノ割合ノ金額ヲ加算シタルモノヲ超エテ之ヲ定ムルコトヲ得ス

第十九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル處ニ依リ特ニ定メタル價格ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

- 一、外國ニ輸出シ又ハ本法ヲ施行セサル地ニ移出スル爲メ賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ
 - 二、命令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スル爲メ賣買ヲ請求スル者アリタルトキ
 - 三、前各號ノ外特ニ命令ヲ以テ定メタル場合ニ該當スルトキ
- 前條又ハ前項第三號ニ依リ賣渡シタル鹽ニシテ外國ニ輸出シ本法ヲ施行セサル地ニ移出シ又ハ命令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルトキハ命令ノ定ムル處ニ依リ交附金ヲ下附ス

附 則

第四十二條 本法ハ勅令ヲ以テ指定シタル地方ニ之ヲ施行セス

食鹽礦物輸入移入規則

(明治三十九年三月三十日大藏省令第一三號)
(大正十一年七月同省令第四九號改正)

第一條 鹽專賣法第三條第二項ニ掲ケタル礦物ヲ輸入シタル者アル場合ニ於テ稅關カ其ノ礦物百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノナリト檢定シタルトキハ輸入者ハ稅關ノ指揮監督ニ從ヒ其ノ礦物ノ變性ヲ施スヘシ

前項輸入礦物ノ變性ハ其ノ礦物ノ重量百ニ對シ智利硝石ニ付テハ百分中五以下ノ鹽化曹達ヲ含有スル六十一「カイニツト」シルヴィニツト「ポリハリツト」キーゼリツト「カルナリツト」ハルトザルツ「其ノ他ノ礦物ニ付テハ百分中五以下ノ鹽化曹達ヲ含有スル智利硝石「カイニツト」シルヴィニツト「ポリハリツト」キーゼリツト

ト「ハルトザルツ」若クハ其ノ他ノ礦物六十ヲ混和シテ之ヲ爲スモノトス

第二條 鹽專賣法第三條第二項ニ掲ケタル礦物ヲ鹽專賣法ヲ施行セサル地ヨリ移入シタル者ハ直チニ移入所轄ノ地方專賣局ヘ其ノ品名、用途、數量、仕入地名及積載船舶名ヲ記載シタル移入申告書ヲ提出スヘシ

第三條 前條ノ移入申告アリタル場合ニ於テ地方專賣局カ其ノ礦物百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノナリト檢定シタルトキハ移入者ハ第一條ニ準シ地方專賣局ノ指揮監督ニ從ヒ其ノ礦物ノ變性ヲ施スヘシ

附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別用鹽規則

(抄錄) (大正五年八月八日勅令第一九七號)
(大正七年十二月同第四二〇號改正)

第一條 鹽專賣法第十九條第一項第二號ノ規定ニ依リ特別定價ヲ以テ賣渡スコトヲ得ル鹽ハ左ノ用途ニ使用スルモノニ限ル

- 一、化學的藥品、人造色素製造用
- 二、石鹼製造用

前項第一號ニ掲クル化學的藥品ノ種類ハ大藏大臣之ヲ定ム

第五條 第一條第一項第一號乃至第六號ノ用途ニ使用スル爲メ賣渡シタル鹽ニ付テハ專賣官署ハ其ノ用途ニ從ヒ買受人ノ費用ヲ以テ鹽ノ變性ヲ施スヘシ但シ第一條第一項第一號ノ用途ニ使用スル爲メ賣渡シタル鹽ニ付擔保ヲ提供セシメタルトキハ變性ヲ施サ、ルコトヲ得

特別用鹽規則施行細則

(抄録)

(大正五年八月八日大藏省第一九號) (昭和二年二月日第三號改正)

第一條 特別用鹽規則第一條第一項第一號ノ規定ニ於テ化學的藥品ト稱スルハ鹽酸、炭酸曹達、重炭酸曹達、苛性曹達、硫酸曹達、クロール、次亞クロール酸曹達、クロール酸曹達、クロールアムモニウム、クロール亞鉛昇汞、ニトロペンツォール、ニトロトルオール、ニトロキシロール、ニトロフエノール、ニトラニリン、アニリン、スルフオン酸、炭化珪素、ヒドロ亞硫酸鹽ヲ謂フ

第五條 特別用鹽規則第五條ノ規定ニ依ル變性ハ鹽ノ重量百ニ對シ左ノ割合以上左記物品ノ一ヲ混和シテ之ヲ行フ

一、化學的藥品、人造色素製造

- 發煙鹽酸 二、五
- 純硫酸 二
- 酸性硫酸曹達 二
- 硫酸曹達 三ニ純硫酸〇・二五ヲ混シタルモノ
- 苛性曹達 六
- 曹達 二、五
- 石炭粉 三
- 硝子粉 一
- 滿鐵 一、五
- 酸化鐵 〇、一

- 鐵粉 〇、五
- 黑鉛 一
- 骸炭粉末 二
- 石炭粉末 二
- 木炭粉末 一
- コールタル 〇、〇一
- 石炭油 〇、五
- 色素廢液 一
- 二、石鹼製造用 一
- 曹達灰 五
- 石鹼粉末 一、五
- 石炭油 〇、五
- 的列並油 〇、三
- 椰子油 五

傳染病豫防法

(抄録)

(明治三十四年四月一日法律第三六號) (大正十年四月同第三二號改正)

第一條 此ノ法律ニ於テ傳染病ト稱スルハ「コレラ」、赤痢(疫痢ヲ含ム)、「腸チフス」、「バラチフス」、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、「チフテリア」、流行性腦脊髄膜炎「ペスト」ヲ謂フ
前項ニ掲クル十病ノ外此ノ法律ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

(第三項略ス)

第二條 此ノ法ハ「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ニ對シ之ヲ適用ス

傳染病豫防法施行規則

(抄録)

(大正十一年九月三十日內務省令第二四號) (昭和二年一月同第二號改正)

第五章 消毒方法

第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス

- 一、燒却
- 二、蒸汽消毒
- 三、煮沸消毒
- 四、藥物消毒

第二十四條

藥物消毒ニ用フヘキ藥品竝其ノ製法及用法左ノ如シ

- 一、石炭酸水 (防疫用石炭酸三分、水九十七分)
石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシム
- 二、石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ
クレゾール水 (クレゾール石鹼液三分、水九十七分)
クレゾール水ヲ製スルニハ定量ノクレゾール石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フ
- 三、昇汞水 (昇汞一分、普通食鹽一分、水千分)

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(一錠中昇汞〇・五グラムヲ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百グラムノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬性ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用ヒサルモノハ「スカレット」、「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

四、煨製石灰 (少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ崩壞スルモノ)

煨製石灰末 (煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ)

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 (煨製石灰二分、水八分)

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

五、クロール石灰水 (クロール石灰五分、水九十五分)

クロール石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

六、フォルマリン水 (フォルマリン一分、水三十四分)

フォルマリン水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノフルマリンニ定量ノ水ヲ加フヘシ

七、フォルムアルデヒド

フォルムアルデヒドハフオルマリンヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ
フォルムアルデヒドノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一、消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付フォルマリン四十グラム以上ヲ噴霧セシメ又ハフォルムアルデヒド瓦斯十五グラム以上ヲ發生セシメ同時ニ約百グラム以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル

後七時間以上密閉シ置クヘシ
 二、物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノニハ真空装置ニ依ルニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
 真空装置ニ依ル消毒時間ハ其ノ装置ニ依リ之ヲ定ムヘシ
 三、氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
 内務大臣ノ指定シタル藥品ニシテ傳染病研究所ノ檢定ニ合格シタルモノ又ハ之ヲ原料トシテ傳染病研究所ノ指示スル製法ニ從ヒ調製シタル藥品ハ傳染病研究所ノ指示スル所ニ從ヒ之ヲ前項各號ノ藥品ニ代用スルコトヲ得

度量衡法

(明治四十二年三月八日法律第四號) (大正十年四月法律第七一號改正)

第一條 度量ハ「メートル」、「衡ハ「キログラム」ヲ以テ基本トス

「メートル」ハ融解シツ、アル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際「メートル」原器ノ質量トス

「キログラム」ハ國際「キログラム」原器ノ質量トス

第二條 「メートル」ハ「メートル」條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタル「メートル」原器ニ依リ、「キログラム」ハ「メートル」條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタル「キログラム」原器ニ之ヲ現示ス

第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

マイクロン

メートルノ百萬分ノ一

ミリメートル

メートルノ千分ノ一

センチメートル

メートルノ百分ノ一

デシメートル

メートルノ十分ノ一

キロメートル

メートルノ千メートル

面 積

平方ミリメートル

平方メートルノ百萬分ノ一

平方センチメートル

平方メートルノ一萬分ノ一

平方デシメートル

平方メートルノ百分ノ一

平方メートル

百萬平方メートル

量

立方センチメートル

立方メートルノ百萬分ノ一

立方デシメートル

立方メートルノ千分ノ一

立方メートル

百萬立方メートル

衡

ミリグラム

キログラムノ百萬分ノ一

グラム

キログラムノ千分ノ一

キログラム

千キログラム

前項ニ規定スル度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ニシテ土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用フ
ルモノ、名稱命位ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ状態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡ニ非ラサル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第二條ニ掲クル度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス

農商務大臣ハ前項ノ原器ニ依リ製作シタル副原器二組ヲ以テ前項ノ原器ニ代用ス
副原器ノ一組ハ農商務大臣之ヲ保管シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管ス

第五條ノ二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ之ヲ用フルコトヲ得ス

第六條 度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル者ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外其ノ檢定ヲ受クヘシ檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附ス

檢定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

一、檢定證印ナキモノ

二、修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ

三、變造シタルモノ

四、勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ

五、命令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

第八條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條ノ三 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲メ之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第九條 度量衡器ノ製作、修覆、取締及其ノ使用ノ制限竝ニ度量衡ノ計量ノ取締ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 當該官吏度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第十一條 當該官吏ハ第八條第二號乃至第五號ニ該當スル度量衡器ノ證印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ其ノ度量衡器ヲ破毀シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ二 當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノ、表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以上ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一、第八條第八號ノ二又ハ第八條ノ三第一項ニ違反シタル者

二、度量衡ノ計量ヲ偽ル目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者
第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ミタル者
 二、度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者
 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 一、第五條ノ二ニ違反シタル者

二、當該官吏ノ訊問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者

第十六條 度量衡器ノ製作、修覆若クハ販賣ノ業ヲ營ム者業務上取引若ハ證明ノ爲メ度量衡ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修覆若クハ販賣ノ業ヲ營ム者業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スルモノ又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治卅三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス
 第二十條 第六條乃至第八條ノ二第九條乃至第十二條及第十一條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十二年六月勅令第一六八號ヲ以テ同年七月ヨリ施行)

大正十年法律第七十一號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十三年五月勅令第一一六號ヲ以テ七月一日ヨリ施行)

從來慣用ノ度量衡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内之ヲ用ユルコトヲ得

本法施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第三條第一項ノ規定又ハ同條第二項若ハ第四條ニ基キテ發スル勅令ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ラサルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ檢定ノ効力ヲ失ハシムルコトヲ得

藥局開設者ニ玻璃製枱及體溫計販賣許可勅令

勅令第十六號 (昭和九年二月三日)

度量衡法施行令中左ノ通改正ス

第六條ノ二 藥劑師法ニ依リ藥局ヲ開設スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ目盛アル玻璃製枱又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ第三條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ業ヲ營ム者法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ於テ法定代理人第三條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

第九條第一項第一號及第二號中『販賣ノ免許ヲ受ケタル者』ヲ『販賣ノ業ヲ營ム者』ニ改ム

附 則

本令ハ昭和八年法律第五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治四十二年 六月二十勅令第百六十九號度量衡法施行令抄錄
 五日公布

第九條第一項

度量衡法

左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號及第四號ノ場合ニ於テハ豫メ商工大臣ノ許可ヲ受ク

一、度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者輸出若ハ移出スヘキ度量衡器取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

二、度量衡器ヲ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ非スシテ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

尙ホ此改正ニ附帶シテ二月五日附商工省令第三號デ『度量衡法施行細則』中左ノ通り改正サレタ

度量衡法施行細則中改正 (開局者ニ關係アル點ノミ)

商工省令第三號

度量衡法施行細則中左ノ通り改正ス

昭和九年二月五日

商工大臣 男爵 中 島 久 万 吉

第一條 本則ニ於テ製作者ト稱スルハ度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、修覆者ト稱スルハ度量衡器又ハ計器量ノ修覆ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、特殊販賣者ト稱スルハ度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製榭又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二十三條ノ次ニ左ノ十一條ヲ加フ

第二十三條ノ二 特殊販賣者ハ其ノ開設スル薬局外ニ於テ目盛アル玻璃製榭又ハ體溫計ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條ノ三 特殊販賣者藥劑師ニ非サルトキ又ハ藥劑師ナルトキト雖モ自ラ其ノ業務ヲ管理セザルトキハ藥劑師ヲシテ之ヲ管理セシムベシ但シ度量衡法施行令第三條第一項各號ノ一ニ該當スル藥劑師ヲシテ管理セシムルコトヲ得ス

第二十三條ノ四 度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製榭又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營マン

トスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請シ特殊販賣者名簿ニ登錄ヲ受クベシ前項ノ登錄ハ營業所毎ニ之ヲ受クルモノトス

第一項ノ登錄ヲ申請スル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スヘシ

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第二十三條ノ五 地方長官ハ特殊販賣者名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、氏名又ハ名稱

法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ在リテハ其旨及其ノ法定代理人ノ氏名ヲ附記スベシ

二、營業所ノ位置

三、登錄ノ年月日

四、第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ依リテハ其ノ旨及其ノ藥劑師ノ

氏名

五、度量衡法第十二條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止シタルトキハ其ノ事由、期間及年月日

第二十三條ノ六 第二十三條ノ四第一項ノ登錄ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出スヘシ

一、氏名又ハ名稱

二、營業所ノ位置

三、藥局開設ノ年月日

四、法定代理人ニ依リ其ノ業ヲ營ム場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ法定代理人ノ氏名

五、第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ藥劑師ノ氏名前項ノ申請書ニハ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證スル書面、度量衡法施行令第六條ノ二第一項但書及第二項

ニ關スル證明書並ニ第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ藥劑師ヲシテ其ノ業務ヲ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ者
 ノ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證スル書面、同條但書ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スヘシ
第二十三條ノ七 地方長官特殊販賣者ノ登録ヲ爲シタルトキハ申請人ニ之ヲ通知ス
第二十三條ノ八 第二十三條ノ五第一號、第二號又ハ第四號ノ事項ニ變更アリタルトキハ特殊販賣者ハ遲滯ナク
 特殊販賣者名簿ノ訂正ヲ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ氏名又ハ名稱ヲ變更シタル場合ハ法定代理人又ハ第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セ
 シムル藥劑師ノ氏名ニ變更アリタル場合ヲ含ムニ在リテハ之ヲ證スル書面ヲ、法定代理人ヲ變更シタル場合
 ニ在リテハ度量衡法施行令第六條ノ二第二項ニ關スル證明書ヲ、第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシ
 ムル藥劑師ヲ變更シタル場合ニ在リテハ新管理人ノ藥劑師ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證スル書面及同條但書ニ關
 スル證明書ヲ添付スヘシ

第二十三條ノ九 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ地方長官ハ特殊販賣者ノ登録ヲ抹消スヘシ

一、登録ノ抹消ノ申請アリタルトキ

二、死亡シタルトキ

三、特殊販賣者タル資格ヲ具ヘサルカ又ハ具ヘサルニ至リタルトキ

特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク登録ノ抹消ヲ地方長官ニ申請スヘシ

特殊販賣者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ親族ハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十三條ノ十 地方長官前條第一項第三號ノ規定ニ依リ登録ヲ抹消シタルトキハ登録ヲ抹消セラレタル者ニ之
 ヲ通知スヘシ

可ヲ受クヘシ

第二十三條ノ十二 第十七條ノ規定ハ特殊販賣者ニ之ヲ準用ス

第三十條中『又ハ販賣者』ヲ『販賣者又ハ特殊販賣者』ニ改ム

第三十五條中『第十六條』ノ下ニ『第二十三條ノ三、第二十三條ノ四、第二十三條ノ十一』ヲ加フ

第五十四條第一號中『又ハ第十九條』ヲ『第十九條又ハ第二十三條ノ二』ニ改ム

第五十五條第一號中『第二十三條』ノ下ニ『第二十三條ノ八、第二十三條ノ九第二項、第三項』ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和八年法律第五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法

(大正十一年四月十一日
 法律第三一號)

第一條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲サムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ
 許可ヲ受クヘシ

相續又ハ法人ノ合併ニ因リ前項ノ業ヲ繼承スル場合ハ前項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二條 行政官廳ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲ス者カ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命
 令ニ違反シタルトキ又ハ安寧秩序ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ停止シ若ハ
 制限スルコトヲ得

第三條 行政官廳ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ壓縮瓦斯液化瓦斯若ハ其ノ容器ノ製造所、貯藏所其ノ他之ヲ收藏
 スルノ疑アル場所ニ臨檢シ又ハ壓縮瓦斯、液化瓦斯及其ノ容器竝ニ之ヲ收藏スルノ疑アル物件若ハ事業上ノ帳

簿其ノ他ノ書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
行政官廳ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル數量ニ限リ當該官吏ヲシテ壓縮瓦斯、液化瓦斯又ハ其ノ容器ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

行政官廳ハ危害豫防又ハ衛生ノ爲壓縮瓦斯、液化瓦斯、製造所、貯藏所ノ改築若ハ修繕ヲ命シ又ハ壓縮瓦斯、液化瓦斯若ハ其ノ容器ニ關シ若ハ其ノ貯藏、運搬其ノ他ノ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 行政官廳ハ保安上必要アリト認ムルトキハ壓縮瓦斯又液化瓦斯ノ授受、運搬又ハ携帶ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ假領置ヲ爲スコトヲ得

第五條 左ノ事項ニ關スル必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一、本法ヲ適用セサル壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ範圍

二、壓縮瓦斯液化瓦期及其ノ容器ノ製造、貯藏、販賣、授受、使用、運搬其ノ他ノ取扱

第六條 第一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 第三條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第三條若ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者又ハ其ノ執行ニ際シ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 壓縮瓦期、液化瓦期又ハ其ノ容器ノ製造、貯藏、販賣又ハ運搬ノ業ヲ爲ス者、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第十條 壓縮瓦斯、液化瓦斯又ハ其ノ容器ノ製造、貯藏、販賣又ハ運搬ノ業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十一條 前二條ノ場合ニ於テハ罰金、科料又ハ沒收以外ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參照) 明治三十三年法律第五十二號ハ法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件ナリ

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

(抄錄) (大正十二年四月十二日) (內務省令第一二號)

第一條 一日ニ付三立方メートル以上(溫度攝氏零度、氣壓七百六十ミリメートルノ狀)ノ瓦斯ヲ壓縮又ハ液化スル業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ製造所々轄廳府縣長官(東京府ニ在リテハ)ニ申請スヘシ

一、住所、氏名、年齢、職業(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所)

二、製造ノ目的、製品ノ種類及名稱、作業ノ工程、一日内ニ製造スヘキ數量ノ最大限

三、製造所ノ位置、設備及其ノ附近ノ狀況

四、壓縮機ノ種類、型式、能力及箇數

五、計壓器ノ型式、目盛及箇數

六、瓦斯メートルノ型式及箇數

七、耐壓試驗裝置ノ能力及箇數

- 八、製品ノ貯藏方法
 - 九、容器ノ調達及貯藏方法
 - 十、原料ノ種類、貯藏方法及貯藏數量ノ最大限
 - 十一、作業主任者ノ氏名、履歴
 - 十二、職工其ノ他ノ勞務者ノ最大員數及其ノ取締ニ關スル規定
- 第二條** 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ販賣ノ業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ販賣所々轄廳府縣長官ニ申請スヘシ

- 一、住所、氏名、年齢、職業
 - 二、販賣スヘキ瓦斯ノ種類及名稱
 - 三、販賣所及貯藏所ノ位置、設備及其ノ附近ノ狀況
 - 四、貯藏所ニ貯藏スヘキ瓦斯ノ種類及名稱其ノ數量ノ最大限及貯藏方法
- 第七條** 一日ニ付三立方『メートル』以上ノ瓦斯ヲ壓縮又ハ液化スル製造所ニハ作業主任者トシテ化學主任者免狀ヲ有スル者及壓縮機取扱主任者免狀ヲ有スル者ヲ置クコトヲ要ス
- 第八條** 化學主任者免狀又ハ壓縮機取扱主任者免狀ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ就キ本人ノ申請ニ依リ廳府縣長官銓衡ノ上之ヲ交付ス

化學主任者免狀

- 一、高等工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業生ニシテ在學中化學ニ關スル學科ヲ修得シ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ作業ニ經驗アル者
- 二、化學ニ關スル智識ヲ有シ二年以上壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ作業ニ從事シタル者
- 三、本令公布ノ際現ニ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ作業ニ從事スル者ニシテ相當ノ技能ヲ有シ引續キ之ニ從事スル者

壓縮機取扱主任者免狀

- 一、工業學校(尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限三年ノモノ)又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業生ニシテ在學中機械ニ關スル學科ヲ修得シ壓縮機取扱ニ經驗アル者
- 二、機械ニ關スル智識ヲ有シ二年以上壓縮機取扱ニ從事シタルモノ
- 三、本則公布ノ際現ニ壓縮機取扱ニ從事スル者ニシテ相當ノ技能ヲ有シ引續キ之ニ從事スル者

同業組合の價格協定に關する商工次官通牒の要旨

(昭和八年十一月示達)

當省所管ノ同業組合ニ關スル價格協定ハ今回賣崩シノ弊ヲ防止スル必要アル場合ニ限りコレヲ認ムルコト、ナリタルニツキ爾今ハ左記ノ各要項ヲ以テ取扱ヒニ付イテハ賣崩シノ弊ヲ防止セントスル趣旨ヲ逸脱セザルヤウ且ツ消費者ノ公正ナル利益ヲ害セザルヤウ充分取締ラレタシ

一、同業組合ガ價格協定ヲ行フ場合ハソノ協定品目協定方法ソノ他價格協定ニ關スル大綱ヲ同業組合ノ定款中ニ記載スベシ

二、地方長官ハ價格協定ニ關スル同業組合ノ定款ノ變更ヲ認可セントスル場合ニハ價格協定必要ノ事由協定品目協定方法其他協定事項ノ概要ニ關シテ當省ト打合セテ行フヘシ

三、同業組合ノ定款ヲ以テ組合内ニ適當ナル利害關係者(消費者)並ニ學識經驗者ヲ以テ組織スル委員會ヲ設ケシメ價格協定ニ關スル重要事項取扱ヒニ服セシムヘシ

四、同業組合ノ價格協定ニハ適當ナル有効期間ヲ附シ且ツソノ期限内ト雖モ原價ノ低落等ノ事由ニヨツテソノ價格不適當トナツタ場合ニハ遲滞ナクコレヲ變更スヘキ旨ヲ定款ヲ以テ規定セシムヘシ

五、同業組合ガ協定價格ヲ定メタル時ハソノ都度遲滞ナク監督廳ニ届ケ出テシムヘシ

同業組合の價格協定に關する商工次官通牒の要旨

重要物産同業組合法

(明治三十三年三月七日法律第三五號)
(大正五年三月同第一五號改正)

第一條 重要物産ノ生産、製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ同業者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

第二條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條 同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條 同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限りニ在ラス

第五條 同業組合ハ組合相互ニ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲同業組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

同業組合聯合會ヲ設置セムトスルトキハ其ノ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 同業組合及同業組合聯合會ハ法人トス

同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 同業組合及同業組合聯合會ノ定款ノ變更ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一、組長 一名

一、副組長 若干名

一、評議員 若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル同業組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但シ必要アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

(大正五年法律第一五號附則)

第九條 組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任ス

副組長ハ組長ノ事務ヲ補助シ組長故障アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ジ及業務施行ノ情況ヲ監査スルモノトス

副組長及評議員ハ定款ノ規定ニ依リ組長ノ擔任ノ一都ヲ分掌スルコトヲ得

組長、副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス

第十條 同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ検査規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ検査スルコトヲ得

同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徴シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

第十條ノ二 前條第一項ノ検査ヲ行フ同業組合及同業組合聯合會ニ在リテハ検査員ヲ置クヘシ(大正五年法律第一五號ヲ以テ追加)

検査員ノ選任解任ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ三 同業組合及同業組合聯合會ハ前條ノ検査員ノ服務ニ關スル規定ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ(同上)

第十條ノ四 農商務大臣ハ重要輸出品ニ關スル同業組合又ハ同業組合聯合會ノ申請アルトキ又ハ必要ト認ムルトキハ其ノ役員又ハ検査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得(同上)

重要物産同業組合法

二五五

前項ノ規定ニ依リ選任セラレタル役員ノ解任ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
重要輸出品ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定ス

第十一條 同業組合及同業組合聯合會ノ經費ノ豫算並ニ徵收法ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
經費ノ決算及業務成績ハ每年少クトモ一回組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ

第十二條 同業組合及同業組合聯合會ハ其ノ事務ニ關シ行政廳ニ建議スルコトヲ得又其ノ諮問アルトキハ答申スヘシ

第十三條 農商務大臣ハ同業組合又ハ同業組合聯合會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ經費ノ豫算又ハ其ノ徵收法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得(大正五年法律第一五號ヲ以テ改正)

第十四條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得

農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ地區ノ範圍、營業ノ種類若クハ定款ノ變更ヲ命シ又ハ同業組合聯合會ヘノ加入若クハ同業組合聯合會ヨリノ脱退ヲ命スルコトヲ得(大正五年法律第一五號ヲ以テ本項改正)

第十五條 同業組合若クハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其ノ目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一、同業組合若クハ同業組合聯合會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止
二、役員ノ解職
三、決議ノ取消

第十六條 同業組合若クハ同業組合聯合會解散ヲ爲サムトスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ其ノ事出ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 地方長官ハ其ノ管内ニ於ケル同業組合及同業組合聯合會ヲ監督シ必要アルトキハ意見ヲ具シ農商務大臣ノ處分ヲ請フヘシ

第十八條 農商務大臣ハ同業組合及同業組合聯合會ニ關シ其ノ職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十九條 第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ科料ニ處ス(大正五年法律第一五號ヲ以テ改正)

第十九條ノ二 同業組合及同業組合聯合會ノ役員第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタルトキハ五百圓以上五百圓以下ノ科料ニ處ス(同上ヲ以テ追加)

第十九條ノ三 同業組合及同業組合聯合會ノ役員、検査員其ノ他事務ニ従事スル者正當ノ理由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ本法ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若クハ之ヲ忌避シタルトキ又ハ職務ノ執行ノ爲ニスル尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以上五百圓以下ノ科料ニ處ス(同上)

第十九條ノ四 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ科料ニ之ヲ準用ス(同上)

第二十條 同業組合又ハ同業組合聯合會ノ證券若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證券若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造シタル者、又ハ偽造若ハ變造ノ證券若ハ検査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス(同上ヲ以テ改正)

第二十條ノ二 同業組合又ハ同業組合聯合會ノ役員又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス(同上ヲ以テ追加)

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十條ノ三 前條第一項ニ掲クル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス(同上)

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十條ノ四 第二十條ニ掲クル罪ハ刑法第三條ノ例二、第二十條ノ二ニ掲クル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ
(同上)

附 則

第二十一條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

重要輸出品同業組合法ハ之ヲ廢止ス

第二十二條 重要輸出品同業組合法ニ依リテ設立シタル組合及聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

第二十三條 他ノ法律中重要輸出品同業組合法ヲ準用スヘキモノト定メタル場合ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ規定ヲ準用シ重要輸出品同業組合法中ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ之ニ相當スル本法ノ規定ヲ準用ス

附 則 (大正五年法律第一五號附則)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正五年勅令第一二三號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行ス)
本法施行前選任セラレタル検査員ニ付テハ本法施行後一月内ニ其ノ選任ノ認可ヲ申請スヘシ
前項ノ期間内ニ認可ノ申請ヲ爲ササルトキハ其ノ期間滿了ノ日、申請ニ對シ不認可ノ指令アリタルトキハ其ノ指令ノ日ニ於テ検査員ハ解任セラレタルモノト看做ス
検査員ハ前項解任ノ日迄從前ノ例ニ依リ職務ヲ行フコトヲ得
前三項ノ規定ハ本法ニ依リタル他ノ法律ニ依リ設置シタル組合又ハ聯合會ニ關シ之ヲ準用ス
刑法施行法第二十七條第二號ヲ左ノ如ク改ム
二十 削除

重要物産同業組合法ニ依リ重要輸出品指定

(抄録) (大正五年五月二十九日農商務省告示第九〇號)
(大正七年十月同告示第三三三號改正)

重要物産同業組合法第十條ノ四第三項ノ規定ニ依リ重要輸出品ヲ指定スルコト左ノ如シ

- 燐 寸 木 蠟 賣 藥 石 鹼 薄 荷
- 寒 天 澱 粉 除蟲菊及殺蟲粉 (全部五十四種ノ中)

輸出組合法ニ依ル重要輸出品指定

(抄録) (大正十四年八月二十八日農商工省告示第七號)

輸出組合法第一條第二項ノ規定ニ依リ重要輸出品ヲ左ノ通り指定ス

- 燐 寸 護謄製品 化粧品 染料 顏料
- 塗料及工業藥品 賣藥 除虫菊及同製品 (其他二十八種略記)

工場法 (抄録)

(明治四十四年三月二十九日法律第四六號)
(大正十二年三月同第三三號改正)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ハ之ヲ適用ス

- 一、常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
 - 二、事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
- 本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第十條 工場主ハ十六歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若クハ引火性ノ料品ヲ取扱

重要物産同業組合法ニ依リ重要輸出品指定、工場法
輸出組合法ニ依ル重要輸出品指定、工場法

フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル處ニ依リ十六歳以上ノ女子ニ付キ之ヲ適用スルコトヲ得

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十五年六月勅令第五百十二號ヲ以テ同年七月一日ヨリ執行)

工場法施行令

(抄録) (大正五年八月三日第一九三號) (同十五年六月同第一五三號改正)

第三條 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス (大正十五年勅令第一五三號ヲ以テ全條改正)

- 一、毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造
- 七、塗料、顔料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造
- 八、亞硫酸瓦斯、クロール瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業
- 九、硫黃ノ精製
- 一〇、チアン加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬熱處理
- 一一、脂肪油ノ精製
- 一五、溶劑ヲ用フル護謨製品ノ製造

一七、溶劑ヲ用フル油脂ノ採取

一八、溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造

二二、溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造

二三、タンニン酸ノ製造

二四、合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造

二五、セルロイドノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工

二六、硝化綿ノ製造

二八、エーテルノ製造

二九、酒精ノ製造又ハ變性

三〇、ビスコースノ製造

三一、テレピン油ノ蒸餾又ハ精製

三五、燐寸ノ製造

三六、火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱

三九、壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造

五〇、カーバイトノ製造

五一、石灰ノ製造

本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令ノ届出ヲ怠リタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

工場法施行令

工場法施行規則

(抄録)

(大正五年八月三日農商務省令第一九號)
(大正十五年六月内務省令第一三號改正)

第六條

工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

- 一、砒素若クハ水銀又ハ其ノ化合物、黃磷、硫化磷、チアン水素、チアンカリウム、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務
- 二、カリウム、ナトリウム、過酸化ナトリウム、エーテル、石油ベンゼン、アルコホル、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務
- 三、壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務(大正十五年内務省令第一三號ヲ以テ本項追加以下順次繰下ク)
- 四、火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務
- 五、金屬、鑛物、土石、骨、角、襪、獸毛、棉、麻、藁等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務
- 六、砒素、水銀、黃磷、鉛、チアン水素酸、フルオール、アニリン、クローム若クハクロール又ハ其ノ化合物、其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若クハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務
- 七、多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類、熔融若クハ煨燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室、其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條

工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七號ニ掲クル業務ニ關シ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

市街地建築物法施行令

(抄録)

(大正九年九月三十日勅令第四三八號)
(大正十三年十二月勅令第二〇四號)

第一條

建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一、當時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場又ハ汽罐ヲ使

用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限リニ在ラス

第三條

建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

二、左ニ掲クル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限リニ在ラス

- ロ、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、ピクリン酸、ピクリン酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、カリウム、ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウム、硫化炭素、エーテル、コロヂウム、アルコホル、トルオール、テレピン油、硝化纖維素、セルロイド、石油類其ノ他之ニ類スル引火性又ハ發火性物品ノ製造

- ハ、硫黃、沃度、プローム、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達、アムモニア水、炭酸加里、炭酸曹達、クロール石灰、次硝酸蒼鉛、チアン化合物、砒素化合物、バリウム化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、フオ

- ルマリン、クロロホルム、イヒチオール、ズルフオナル、グリセリン、アンチフェブリン、アスピリン、クレオソート、グアヤコール等其ノ製造ニ際シ有臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造
- ニ、水銀ヲ用ヒル計器ノ製造
- ホ、燐寸ノ製造
- リ、動物質原料ノ化製
- ヲ、製油又ハ製蠟
- ワ、染料顔料又ハ塗料ノ製造
- ツ、石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造

- ラ、石鹼ノ製造
- ウ、溶劑ヲ用ヒル護謨製品ノ製造
- 四、第二號イ、ロ、ホ、リ、タ、レノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限リニ在ラス
- 五、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

附 則

第百五十一條 本則ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正九年十二月一日ヨリ）

市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域

内特別地區規則

（抄録）（大正十二年七月二十八日）
（内務省令第二三號）

- 第一條 工業地域内ニ特別地區ヲ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ特別地區内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ地方長官保安上危險ノ又ハ衛生上有害ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限リニ在ラス
- 一、左ニ捨クル事業ヲ營ム工事
 - ロ、硝化纖維素、セルロイド、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、ピクリン酸、ピクリン酸鹽類、黃磷、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、硫化炭素、エーテル、アセトン、ベンゾール、キシロールトルオール又ハテレピン油ノ製造
 - ハ、石油類、鹽化硫黃、硫酸、硝酸、弗化水素、クロール石灰、チアン化合物、砒素化合物、水銀化合物、

亞硫酸鹽類及動物質肥料ノ製造並動物質原料ノ化製

三、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危險ノ又ハ衛生上有害ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑 法 （抄録）

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲サシムル爲メ又ハ其ノ職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下懲役又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス

參考 刑法第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏公吏法令ニ依リ公務ニ從事スル議員委員其他ノ職員ヲ謂フ

公務署ト稱スルハ公務員ノ職員ヲ行フ所ヲ謂フ

第十三章 秘密ヲ侵ス罰

第三百三十四條 醫師、藥劑師、產婆、辯護士、辯護人公證人又ハ此等ノ職ニアリシ者故ナク其業務上取扱ヒタル

コトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
(二項ハ略ス)

第三百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス(舊刑訴第六條二號)

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十條 阿片煙又ハ阿片吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

参考||刑法第四十三條 犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第十五章 飲料水ニ關スル罪

第四百十二條 (略ス)

第四百十三條 (略ス)

第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

参考||刑法第二十七章傷害ノ罪參照

第四百十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第十七章 文書偽造ノ罪

第四百十七條 (第一項ハ略ス)

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十八章 過失傷害ノ罪

第四百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九章 墮胎ノ罪

第四百十四條 醫師、産婆、藥劑師、又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス
参考||刑法第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

八、第二百十四條乃至第二百十六條ノ罪

刑事訴訟法 (抄録)

第十一章 押収及搜索

第四百四十九條

醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、辯理士、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲保管又ハ所持スル物ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付差押ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此限りニ在ラス

第十三章 證人 訊問

第八十七條

醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、辯理士、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限りニ在ラス

第八十九條

證言ヲ拒ム者ハ之ヲ拒ム事由ヲ疏明スヘシ(以下略ス)

民法 (抄録)

第一編、第六章、第三節 消滅時効

第七十條

左ニ掲ケタル債權ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一、醫師、産婆及藥劑師ノ治術、勤勞及調劑ニ關スル債權

民事訴訟法 (抄録)

第二編、第一章、第六節 人 證

第二百九十八條

左ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 (略ス)

第二 醫師、藥商、産婆、辯護士、公證人、神職及僧侶カ其身分又ハ職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

同第七節 鑑定

第三百二十六條

左ニ掲ケタル者鑑定ヲ命セラレタルトキハ之ヲ爲スノ義務アリ

第一 (略ス)

第二 鑑定ヲ爲スニ必要ナル學術、技藝若クハ職業ニ常ニ従事スル者又ハ學術、技藝若クハ職業ニ従事スル爲ニ公ニ任命セラレ若クハ授權セラレタル者

第六編、第二章、第一節、第二款 有體動産ニ對スル強制執行

第五百七十條

左ニ掲ケタル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第七 藥舖ニ在リテハ調劑ヲ爲スタメ缺ク可カラサル器具及藥品

行政執行法施行令 (抄録)

第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ主務大臣ノ定ムル處ニ依リ必要ナル分量ヲ試験ノ用ニ供スルコトヲ得

民事訴訟法、行政執行法施行令

警察犯處罰令、懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倖ノ方法ヲ用ヒムコトヲ提供シ又ハ
投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル者取締方 二七〇

警察犯處罰令 (抄録)

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ三十日以下ノ拘留又ハ貳拾圓以下ノ科料ニ處ス
- 五、他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 六、新聞紙、雜誌其他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 十九、濫リニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十一、官公署ニ對シ不實ノ申述ヘヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヘヲ肯セサル者
- 三十五、一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 三十六、不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス
- 六、石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ヲ取締ヲ忽ニシタル者

懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倖ノ方法ヲ用ヒムコトヲ提供シ
又ハ投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ
虞アリト認ムル者取締方

懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倖ノ方法ヲ用ヒムコトヲ提供シ又ハ投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害ス
ルノ虞アリト認ムル者ハ廳府縣長官東京府ニ於テハ警視總監ニ於テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
前項禁止又ハ制限ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ命令ニ違背シタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金情
ヲ知リテ其ノ行爲ニ附隨シテ寄贈ヲ申出又ハ提供ヲ應諾シ若クハ投票ヲ行ヒ又ハ投票ノ結果ニ依リ彰表物ヲ受ケ

タル者ハ科料ニ處ス

本令ハ明治四十二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年內務省令第二十六號ハ之ヲ廢止ス

廣告物取締法

- 第一條 行政官廳ハ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ廣告物ノ表示其ノ他ニ關スル
物件ノ設置ヲ禁止若クハ制限スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル物件ニ對シ行政官廳ハ除去ヲ命シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲
スコトヲ得
- 第三條 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若クハ風俗ヲ紊スノ虞アリ
ト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除去ヲ命シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 第二條、第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス



有害避妊用器具取締規則

(昭和五年十二月 内務省令第四十號)

第一條 左ノ物品ハ之ヲ販賣若クハ授與シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ、但シ第二號及第三號ノ物品ニシテ醫療用器具トシテ醫師ノ用ニ供スル目的ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニアラズ

一、避妊ビン

二、子宮注入器具及其ノ他子宮内ニ挿入スル器具

三、其ノ他衛生上危害ヲ生スルノ虞レアル避妊用器具ニシテ内務大臣ノ指定スルモノ

第二條 地方長官ハ前條ノ物品ニ關シテ明治三十三年法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得、本令ニ違反シタル營業者ニ關シテ又同シ

第三條 地方長官ハ本令ノ執行ニ關シ明治三十三年法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ違反シタルモノハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ三月以下ノ懲役若ハ拘留ニ處ス

第五條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス

但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

附 則

本令ハ昭和六年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

有害避妊用器具指定

(昭和七年四月十三日 内務大臣告示第七十九號)

昭和五年十二月内務省令第四十一號有害避妊用器具取締規則第一條第三號ニ依リ左ノ通り指定ス

一、電氣通經器又ハ之ニ類似スル器具

有害避妊用器具取締規則

有害避妊用器具指定

【參照】 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則抄録

(昭和三年六月) (内務省令二二號)

第一條 左ニ掲クル物ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ別ニ指定スル物ヲ指定ノ條件ノ下ニ使用スルハ此限ニ在ラス

一、安息香酸、硼酸、クロール酸、フルオール水素、フォルムアルデヒド、昇汞、亞硫酸、次亞硫酸、サリチール酸、チモール、ナフトール、レゾルチン、ヒノゾール、蟻酸、亞硝酸、蒼鉛、銀、桂皮酸、フルアクリール酸

二、前號ニ掲クル物ノ化合物及之ヲ含有スル物前項ニ掲ケサル物ニ付テハ品名、用法及用量ヲ具シ主タル營業所々在地ノ地方長官(東京府ニアリテハ警視總監以下之ニ倣フ)ノ許可ヲ受クルニ非サレハ防腐又ハ漂白ノ目的ヲ以テ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコトヲ得ス但シ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐劑又ハ漂白劑ノ許可ヲ受ケタル用法、用量ノ範圍ニ於テ使用シ又ハ食鹽、砂糖、酢、アルコール、蕃椒、其他調味ヲ主トスル物品ヲ使用スルハ此限リニ在ラス

前二項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬、陳列若クハ貯藏スルコトヲ得ス

第二條 飲食物ノ防腐劑又ハ漂白劑ヲ發賣セムトスルキハ發賣者ハ名稱、原料品及其分量、調製方法、用法並用量ヲ具シ主タル營業所々在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルキモ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ日本藥局方ニ記載セサル原料品ヲ使用セムトスル者ハ其見本ヲ提出スヘシ

第三條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐劑又ハ漂白劑ノ原料品ニシテ日本藥局方ニ記載スル物ハ其所定ノ性状、品質之ニ記載セサル物ハ第二條第二項ノ見本品ト同様ノ性状、品質ヲ具備スルコトヲ要ス

第四條 發賣者ハ防腐劑又ハ漂白劑ノ容器又ハ被包ニ其氏名又ハ商號、主タル營業所々在地、用法並用量ヲ明記スヘシ

牛乳營業取締規則抄録

(明治三十九年六月内務省令第七號) (大正六年十二月同第一七號改正)

第一條 本則ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳及脱脂乳ヲ謂ヒ乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳、脱脂煉乳及ヒ粉乳ヲ謂フ

牛乳營業者ト稱スルハ牛乳又ハ乳製品ノ搾取、製造、販賣又ハ請賣ヲ營業トスル者ヲ謂フ

中華民國ニ於ケル阿片取締令

(昭和十一年六月) (外務省令第十號)

第一條 阿片ヲ製造スル目的ヲ以テ罌粟ヲ栽培スルコトヲ得ス

第二條 阿片煙膏又ハ阿片煙膏ヲ吸食スル器具ヲ中華民國ニ輸入シ又ハ同國ヨリ輸出スルコトヲ得ス

第三條 生阿片ヲ中華民國ニ輸入シ、同國ヨリ輸出シ、製造シ、賣買シ、授受シ、所有シ又ハ所持スルコトヲ得ス

第四條 第一條乃至第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五條 帝國臣民ニ非サル者ヲ教唆又ハ幫助シテ違法ニ第一條乃至第三條ノ規定ニ掲クル行爲ヲ爲サシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以上ノ罰金ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ規定ニ違反シタル行爲ニ係ル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除キ行政處分ヲ以テ之ヲ領置又ハ沒收スルコトヲ得

第七條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

牛乳營業取締規則抄録、中華民國ニ於ケル阿片取締令

本令ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和三年外務省令第八號支那ニ於ケル阿片及ヒ麻酔劑取締令ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

中華民國ニ於ケル麻藥取締令 (昭和十一年六月 外務省令第十一號)

- 第一條 本條ニ於テ麻藥ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ
- 一 モルヒネ及ヒヂアセチルモルヒネ其他ノモルヒネエステル並ニ其ノ各鹽類
 - 二 粗製モルヒネ、コカ葉及ヒ粗製コカイン
 - 三 エクゴニン(比旋光度ノ如何ヲ問ハス)及ヒコカイン其他ノエクゴニンエステル並ニ其ノ各鹽類
 - 四 デヒドロオキシコデイン、デヒドロコデイン、デヒドロモルヒノン、アセチルデヒドロコデイン、デヒドロモルヒネ及ヒ其ノ各エステル並ニ其ノ各鹽類
 - 五 コデイン、エチルモルヒネ、ベンジルモルヒネ其他ノモルヒネエーテル及ヒ其ノ各鹽類
 - 六 モルヒネ・エヌ・オキシード其他ノ五價窒素モルヒネ及ヒ其ノ誘導體
 - 七 デヒドロコデイン及ヒテバイン並ニ其ノ各鹽類
 - 八 モルヒネ、モルヒネエステル(ヂアセチルモルヒネヲ除ク)若クハモルヒネエーテル(コデイン及ヒエチルモルヒネヲ除ク)ヲ千分中二分以上檢出シ又ハヂアセチルモルヒネヲ檢出スル物
 - 九 デヒドロオキシコデイン、デヒドロコデイン、デヒドロモルヒノン、アセチルデヒドロコデイン、デヒドロモルヒネ若クハ其ノ各エステル又ハ五價窒素モルヒネ若クハ其ノ誘導體ヲ千分中二分以上檢出スル物
 - 十 エクゴニン又ハコカイン其他ノエクゴニンエステルヲ千分中一分以上檢出スル物
 - 十一 印度大麻草、其ノ樹脂及ヒ之ヲ含有スル物

十二 醫藥用阿片

十三 外務大臣ノ指定スル物

- 第二條 本令ニ於テ輸出トハ中華民國ヨリノ輸出ヲ謂ヒ輸入トハ中華民國ヘノ輸入ヲ謂フ
- 第三條 麻藥ハ之ヲ製造又ハ輸出スルコトヲ得ス
- 第四條 麻藥ハ醫藥用ニ供スルノ外之ヲ自己又ハ他人ノ身體ニ使用スルコトヲ得ス
- 第五條 本令ニ規定スル場合ヲ除クノ外麻藥ヲ輸入シ、賣買シ、授受シ、所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス
- 第六條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師若クハ藥種商又ハ病院、學校業務上又ハ學術研究上麻藥ヲ要スルトキハ帝國政府ノ承認シタル中華民國ノ關係規則ニ遵ヒ所轄帝國領事官ノ許可ヲ受ケ之ヲ輸入ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 前條ニ依リ麻藥ヲ輸入セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 品名及ヒ數量
 - 二 輸入ノ目的
 - 三 出荷人ノ氏名(法人ニ在リテハ名稱)及ヒ業務所所在地
 - 四 輸入ノ期間
 - 五 送荷ノ方法
 - 六 輸入地
- 前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ
- 第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ輸入許可證及ヒ輸入許可證明書ヲ下附ス
- 第八條 前條ノ許可ヲ受ケ麻藥ノ輸入ヲ爲シタル者ハ輸入許可證及ヒ送荷ニ添送シタル輸出許可證若クハ轉向證明書ノ謄本ヲ添ヘ十日以内ニ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

前條ノ許可ヲ受ケタル者輸入ヲ爲ササルトキハ許可ヲ受ケタル期間満了後十日以内ニ輸入許可證及ヒ輸入許可證明書ヲ所轄帝國領事官ニ返納スヘシ

麻藥ヲ所轄帝國領事官ノ管外ヨリ搬入シ又ハ管外ニ搬出シタル者ハ十日以内ニ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

第九條 藥劑師又ハ藥種商ハ醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商若クハ病院、學校又ハ公認セラレタル外國人ノ醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師若クハ藥種商ヨリ所轄帝國領事官ノ認證ヲ受ケタル買受證書ヲ徵スルニ非サレハ麻藥ヲ販賣シ又ハ授與スルコトヲ得ス、但シ藥劑師カ醫師、齒科醫師若クハ獸醫師又ハ公認セラレタル外國人ノ醫師、齒科醫師若クハ獸醫師ノ處方箋ニ依リ麻藥ヲ販賣シ又ハ授與スル場合ハ此ノ限ニ在ラス前項ノ買受證書ハ品名、數量、使用ノ目的、年月日、買受人ノ業務所、職業、氏名ヲ記載シ且ツ捺印シアルモノナルコトヲ要ス

公認セラレタル外國人ノ藥劑師又ハ藥種商ヨリ麻藥ヲ讓受クル場合ニ於テモ讓受人ニ付第一項ノ規定ヲ準用ス買受證書又ハ處方箋ハ其ノ日附ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ニシテ廢業シ又ハ中華民國ヲ退去セントスルトキ殘餘ノ麻藥アルトキハ速ニ帝國臣民タル醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師若クハ藥種商ニ之ヲ讓渡スヘシ前項ノ場合ニ於テ讓渡人ハ其ノ品名、數量、業務所及ヒ年月日ヲ記載シ讓受人ト共ニ記名捺印シタル届書ヲ所轄帝國領事官ニ提出スヘシ

本條第一項ノ規定ニ依リ讓渡ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ所轄帝國領事官ノ指揮ヲ受クヘシ

第十一條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ麻藥カ變敗其他ノ事故ニ因リ使用ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ其ノ品名及ヒ數量ヲ記シ現品ヲ添へ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ
醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキ殘餘ノ麻藥アルコトヲ知りタル者ハ速ニ之ヲ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

前二項ノ麻藥ノ處分ニ付テハ所轄帝國領事官ノ指揮ヲ受クヘシ

第十二條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ麻藥ヲ他ノ藥品ト區別シ鎖鑰ヲ備へタル場所ニ貯藏スヘシ

藥種商ハ麻藥ヲ小分シテ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス
第十三條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ一定ノ帳簿ヲ備へ麻藥ノ消費賣買又ハ授受等ヲ記載シ之ヲ其ノ日附ヨリ三年間保存スル外一年間ニ於ケル受拂表ヲ作成シ翌年一月末日迄ニ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

所轄帝國領事官ハ前項ノ帳簿又ハ麻藥ヲ檢査スルコトヲ得

第十四條 帝國領事官ハ前條ノ帳簿ノ様式其他ニ關シ取締上必要ト認ムル事項ヲ當業者ニ命令スルコトヲ得

第十五條 第三條乃至第五條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條ノ場合ヲ除ク外前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 帝國臣民ニ非サル者ヲ教唆又ハ幫助シテ違法ニ麻藥ヲ製造、輸出、輸入、賣買又ハ授受セシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第三條乃至第五條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル行爲ニ係ル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除キ行政處分ヲ以テ之ヲ領置又ハ沒收スルコトヲ得

第十八條 第八條乃至第十三條ノ規定ニ違反シ又ハ虛偽ノ届出若クハ記載ヲ爲シ又ハ帳簿若クハ麻藥ノ檢査ヲ拒ミタルモノハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

第十九條 第十四條ノ規定ニ基キ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十條 藥種商未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前二條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス、但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十二條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲國ニ於ケル麻藥取締令

(昭和十一年六月 外務省令第十二號)

- 第一條 本令ニ於テ麻藥ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クル物ヲ謂フ
 - 一 モルヒネ及デアセチルモルヒネ其他ノモルヒネエステル並ニ其ノ各鹽類
 - 二 粗製モルヒネコカ葉及粗製コカイン
 - 三 エクゴニン(比旋光度ノ如何ヲ問ハス)及ピコカイン其他ノエクゴニンエステル並ニ其ノ各鹽類
 - 四 デヒドロオキシコデイン、デヒドロコデイン、デヒドロモルヒノン、アセチルデヒドロコデイン、デヒドロモルヒネ及其ノ各エステル並ニ其ノ各鹽類
 - 五 コデイン、エチルモルヒネ、ベンジルモルヒネ其他ノモルヒネエーテル及其ノ各鹽類
 - 六 モルヒネ・エヌ・オキシード其他ノ五價窒素モルヒネ及其ノ誘導體
 - 七 デヒドロコデイン及テバイン並ニ其ノ各鹽類
 - 八 モルヒネ、モルヒネエステル(デアセチルモルヒネヲ除ク)若クハモルヒネエーテル(コデイン及エチル

モルヒネヲ除ク)ヲ千分中二分以上檢出シ又ハデアセチルモルヒネヲ檢出スル物

九 デヒドロオキシコデイン、デヒドロコデイン、デヒドロモルヒノン、アセチルデヒドロコデイン、デヒドロモルヒネ若クハ其ノ各エステル又ハ五價窒素モルヒネ若クハ其ノ誘導體ヲ千分中二分以上檢出スル物

十 エクゴニン又ハコカイン其他ノエクゴニンエステルヲ千分中一分以上檢出スル物

十一 印度大麻草、其ノ樹脂及之ヲ含有スル物

十二 外務大臣ノ指定スル物

第二條 本令ニ於テ輸出トハ滿洲國ヨリノ輸出又ハ移出ヲ謂ヒ輸入トハ滿洲國ヘノ輸入又ハ移入ヲ謂フ

第三條 麻藥ハ之ヲ製造又ハ輸出スルコトヲ得ス

第四條 麻藥ハ醫藥用ニ供スルノ外之ヲ自己又ハ他人ノ身體ニ使用スルコトヲ得ス

第五條 本令ニ規定スル場合ヲ除クノ外麻藥ヲ輸入シ、賣買シ、授受シ、所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス

第六條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師若クハ藥種商又ハ病院、學校業務上又ハ學術研究上麻藥ヲ要スルトキハ所轄帝國領事官ノ許可ヲ受ケ之カ輸入ヲ爲スコトヲ得

第七條 前條ニ依リ麻藥ヲ輸入セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 品名及ヒ數量
- 二 輸入ノ目的
- 三 出荷人ノ氏名(法人ニ在リテハ名稱)及業務所所在地
- 四 輸入ノ期間
- 五 送荷ノ方法

六 輸入地

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ
第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ輸入許可證及輸入許可證明書ヲ下付ス

第八條 前條ノ許可ヲ受ケ麻藥ノ輸入ヲ爲シタル者ハ輸入許可證及送荷ニ添送シタル輸出許可證若クハ轉向證明書ノ謄本ヲ添ヘ十日以内ニ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

前條ノ許可ヲ受ケタル者輸入ヲ爲サ、リシトキハ許可ヲ受ケタル期間滿了後十日以内ニ輸入許可證及輸入許可證明書ヲ所轄帝國領事官ニ返納スヘシ

麻藥ヲ所轄帝國領事官ノ管外ヨリ搬入シ又ハ管外ニ搬出シタル者ハ十日以内ニ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

第九條 藥劑師又ハ藥種商ハ醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商若クハ病院、學校又ハ公認セラレタル外人ノ醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師若クハ藥種商ヨリ所轄帝國領事官ノ認證ヲ受ケタル買受證書ヲ徵スルニ非サレハ麻藥ヲ販賣シ又ハ授與スルコトヲ得ス、但シ藥劑師カ醫師、齒科醫師若クハ獸醫師又ハ公認セラレタル外國人ノ醫師齒科醫師若クハ獸醫師ノ處方箋ニ依リ麻藥ヲ販賣シ又ハ授與スル場合ハ此ノ限ニ在ス

前項ノ買受證書ハ品名、數量、使用ノ目的、年月日、買受人ノ業務所、職業氏名ヲ記載シ且ツ捺印シアルモノナルコトヲ要ス公認セラレタル外國人ノ藥劑師又ハ藥種商ヨリ麻藥ヲ讓受クル場合ニ於テモ讓受人ニ付第一項ノ規定ヲ準用ス

買受證書又ハ處方箋ハ其ノ目的ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十條 醫師、齒科醫師、獸醫師藥劑師又ハ藥種商ニシテ廢業シ又ハ滿洲國ヲ退去セントスルトキ殘餘ノ麻藥アルトキハ速ニ帝國臣民タル醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師若クハ藥種商ニ之ヲ讓渡スヘシ
前項ノ場合ニ於テ讓渡人ハ其ノ品名、數量、業務及ヒ年月日ヲ記シ讓受人ト共ニ記名捺印シタル届書ヲ所轄帝國領事官ニ提出スヘシ

本條第一項ノ規定ニ依リ讓渡ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ所轄帝國領事官ノ指揮ヲ受クヘシ

第十一條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ麻藥カ變敗其他ノ事故ニ因リ使用ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ其ノ品名及ヒ數量ヲ記シ現品ヲ添ヘ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキ殘餘ノ麻藥アルコトヲ知りタル者ハ速ニ之ヲ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ前二項ノ麻藥ノ處分ニ付テハ所轄帝國領事官ノ指揮ヲ受クヘシ

第十二條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ麻藥ヲ他ノ藥品ト區別シ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ

藥種商ハ麻藥ヲ小分シテ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス

第十三條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ一定ノ帳簿ヲ備ヘ麻藥ノ消費賣買又ハ授受等ヲ記載シ之ヲ其ノ日附ヨリ三年間保存スル外一年間ニ於ケル受拂表ヲ作成シ翌年一月末日迄ニ所轄帝國領事官ニ届出ツヘシ

所轄帝國領事官ハ前項ノ帳簿又ハ麻藥ヲ檢查スルコトヲ得

第十四條 帝國領事官ハ前條ノ帳簿ノ様式其他ニ關シ取締上必要ト認ムル事項ヲ當業者ニ命令スルコトヲ得

第十五條 第三條乃至第五條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條ノ場合ヲ除ク外前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 帝國臣民ニ非サル者ヲ教唆又ハ幫助シテ違法ニ麻藥ヲ製造、輸出、輸入、賣買又ハ授受セシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第三條乃至第五條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル行爲ニ係ル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除キ行政處分ヲ以テ之ヲ領置又ハ沒收スルコトヲ得

第十八條 第八條乃至第十三條ノ規定ニ違反シ又ハ虛偽ノ届出若クハ記載ヲ爲シ又ハ帳簿若クハ麻藥ノ檢查ヲ拒

ミタルモノハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

第十九條 第十四條ノ規定ニ基キ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十條 藥種商未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前二條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス、但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又ハ藥種商ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十二條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ本令ノ罰則ハ其代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ南滿洲鐵道附屬地ヲ除ク地域ニ之ヲ施行ス

藥業振興調査會規程

第一條 藥業振興調査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ藥業振興ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人及ビ委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス特別ノ事項ヲ調査審議スル爲メ必要アルトキハ臨時委員ヲ置ク事ヲ得

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及ビ臨時委員ハ關係各廳高等官及ビ學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク關係各廳高等官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク内務省判任官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

委員 内務政務次官、内務次官、内務參與官、内務省衛生局長、外務省通商局長、大藏省主稅局長、内務省東京衛生試驗所長、東京帝國大學教授三乃至四名、日本醫師會長、日本藥劑師會長、東京製藥同業組合長、民間醫學識經驗アル者二乃至三名、民間業者五乃至六名

審 議 事 項

- 一、製造研究獎勵ノ方法ニ關スル件
- 一、輸出促進ノ方法ニ關スル件
- 一、國産品使用獎勵ノ方法ニ關スル件
- 一、關稅改法ニ關スル件
- 一、關稅法令(例ヘバ酒精稅法)ノ改正ニ關スル件
- 一、藥業ノ統制ニ關スル件
- 一、藥草栽培ニ關スル件
- 一、衛生試驗所ト民間業者トノ連絡ニ關スル件
- 一、其ノ他

醫藥品齒及科材料製造研究獎勵金交付規則

(昭和七年十二月)

内務省令第五十號

醫藥品及ビ齒科材料製造研究獎勵金交付規則左ノ通り定ム

昭和七年十二月十四日

醫藥品及齒科材料製造研究獎勵金交付規則

內務大臣 男爵 山 本 達 雄

醫藥品及齒科材料製造研究獎勵金交付規則

第一條 內務大臣ハ醫藥品及齒科材料ノ製造ニ關スル研究ヲ爲ス者ニ對シ本令ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交

付ス
第二條 獎勵金ヲ交付スベキ醫藥品及齒科材料ノ種類目ハ別ニ之ヲ指定ス

第三條 獎勵金ハ製造ニ關スル基礎的研究ヲ終リ之ヲ産業化セントスルノ研究ニ付キ之ヲ交付ス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎年三月三十一日迄ニ別記様式ニ依ル申請書ヲ內務大臣ニ提出スベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者申請書記載ノ事項ニ變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ內務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ研究日誌、設備臺帳及ビ研究費收支簿ヲ備ヘ、研究日誌ニハ研究ノ經過、設備臺帳ニハ

研究ニ要スル機械器具其他ノ設備ノ内容、研究費收支簿ニハ研究ニ關スル收支ヲ記載スベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ年度終了後一月以内ニ研究ノ成績及ビ收支決算ヲ內務大臣ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ研究費ノ決算額ガ豫算額ニ比シ著シク相違スルトキハ其ノ事由ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ內務大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ研究ヲ中止又ハ廢止スルコトヲ得ズ

第九條 獎勵金ハ當該研究以外ノ費用ニ之ヲ流用スルコトヲ得ズ

第十條 研究ニ必要ナル設備ハ豫定ノ研究ヲ終了スル迄之ヲ讓渡シ又ハ當該研究以外ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十一條 內務大臣ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ何時ニテモ其ノ研究ニ對スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ業務執行

ノ狀況ヲ検査シ其他監督上必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本令ニ依リ內務大臣ニ提出スベキ書類ハ研究ノ場所ノ所在地地方長官ヲ經由スベシ

第十三條 內務大臣ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ既ニ交付シタル獎勵金全部又ハ

一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一、本令又ハ本令ニ依ル處分ニ違反シタルトキ

二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三、研究遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ

四、收支額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

五、豫定ノ研究ヲ變更シ、中止シ、又ハ廢止シタルトキ

附 則

本條ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中 三月三十一日迄トアルハ昭和七年度ノ獎勵金ノ交付申請ニ限リ十二月三十一日迄トス

様 式

別 記

醫藥品(齒科材料)製造研究獎勵金交付申請書

ニ關スル研究致度候間獎勵金御交付相成度別紙書類ヲ添付シ此段申請候也

年 月 日

住 所

氏 名 又 ハ 名 稱

內 務 大 臣 宛

別 紙

一、獎勵金申請額

備考 研究期間一年以上ニ亙ルモノニ在リテハ一年毎ニ分割記載スヘシ

二、研究所所在地及ビ名稱

備考 研究所二箇所以上ニ亙ルトキハ主タル研究所ノ所在地及ビ名稱ヲ記載スベシ

三、研究ノ目標及ビ必要ナル理由

備考 醫藥品又ハ齒科材料ノ性状、品質、規格、單價、生産費、生産ノ模様等ノ見込並ニ之等ト外國品又ハ從來ノ方法ニ依

ル品トノ比較ヲ記載スベシ

四、研究ノ方法

醫藥品及齒科材料製造研究獎勵金交付規則

- 備考 研究事項ノ細目ヲ列擧シテ各細目毎ニ實施セントスル方法ヲ具體的ニ詳記シ若シ研究期間一年以上ニ亙ルトキハ一年毎ニ分割記載スベシ
- 五、從來爲シタル研究ノ經過
備考 從來施行シタル研究ノ方法、成績、經費等ヲ詳細ニ記載スベシ
- 六、研究設備
既設備ト新タニ備ヘ付ケントスル設備トニ區別シ詳細ニ記載スベシ
- 七、研究費豫算
- (イ) 研究ノ爲メ支辨スル一切ノ費用ヲ設備費、原料及材料費、動力及燃料費、消耗品高、人件費、雜費等ノ項目ニ分類計上シ尙其ノ内譯ヲ詳細ニ記載スベシ
- (ロ) 製品賣却其ノ他研究ニ伴フ收入アルモノニ付テハ詳細ニ其ノ收入ヲ見積ルベシ
- (ハ) 研究期間一箇年以上ニ亙ルモノニ付テハ一箇月毎ニ分割計上スベシ
- 八、研究擔當者
- 研究擔當主任者ノ氏名及履歴ヲ記載スベシ
- 九、申請者ガ研究ヲ遂行シ得ル事ヲ證スルニ足ル事項申請書ノ營業ニ關シ創業年月、主タル生産品目、最近ノ營業收益稅額ヲ記載シ法人ニ在リテハ此ノ外定款、最近ノ損益計算書、貸借對照表及財産目錄ヲ添付スベシ
- 尙ホ該則第二條ニ依ル指定品目ニツキ内務省告示第三二二號ヲ以テ左ノ通り指定シテ
- | | | | |
|---------------------------|------------------|------------|-------------|
| アスピリン | アミノピリン | アンチピリン | 鹽酸プロカイン |
| グアヤコール(其スルホン酸カリ、炭酸グアヤコール) | クレオソート(炭酸クレオソート) | クレオソート | スルホナール |
| グリセロ磷酸石灰 | 硝酸ストリキニーネ | テオブロミン | 乳糖 |
| タンニン酸フェナゾリン | チモール(合成) | フナセチン | フェノールフタレイン |
| バルビタール | フェノバルビタール | メタアミドバラオキシ | 安息香酸メチルエステル |
| ヘノボヂ油 | 抱水クロラール | | |
| 硫酸アトロピン | | | |

(藥事法令全書終)

昭和十一年七月二十日印刷

昭和十一年七月廿四日發行

普及版

正價金壹圓貳拾錢

編者 松浦齋

發行者 東京市蒲田區蒲田町十八番地 藥業圖書刊行會

右代表者 松浦治六

印刷者 廣島市下柳町六〇番地 山口一人

廣島市下柳町六〇番地

印刷者 開興堂印刷所 電五七八四番



發行所

山本新明堂書房

東京市日本橋區兩國四番地ノ四

電話棉花(67)一五五五番
振替口座東京四八三八九番

營業科目

藥學圖書。藥業圖書
一般新刊書籍及雜誌
參謀本部御編纂地 圖

山本新明堂書房

東京市日本橋區兩國四番地ノ四

電話隴花(67)一五五五番
振替口座東京四八三八九番

支店 東京市日本橋區横山町六番地ノ一

藥學及藥業圖書は特に勉強致し取扱可申候間何卒多少に拘はらず御用命の程偏に冀上候

終

